

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM Kodak

Blue

Cyan

Green

Yellow

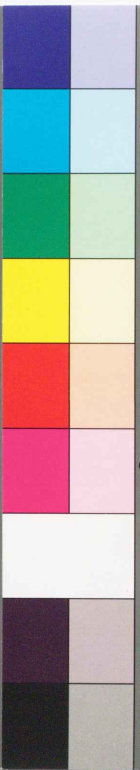
Red

Magenta

White

3/Color

Black



Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

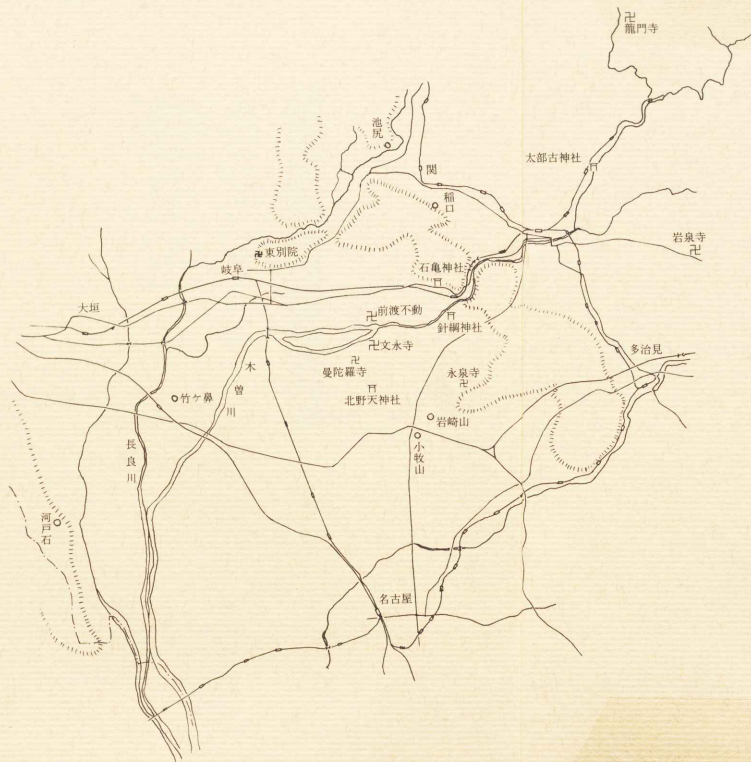


鵜沼石工と石亀神社

各務原の
歴史散歩

佐藤重造
横山住雄





谷口土史子・イラスト

鵜沼石工と石亀神社

各務原の
歴史散歩

佐藤重造
横山住雄



石亀神社の御神体と本殿

歴史
各派
の

山
の



江南市・夏山墓地 阿弥陀如来

佐藤重造
横山住雄 共著
各務原の歴史散歩



各務原市・進徳寺 善光寺如来



岐阜市・東別院 手洗鉢

鵜沼と犬山に江戸時代一大石材産業が展開されたということは、知る人も少ないであろう。鵜沼は中仙道の宿場町であり、犬山は尾張藩家老頼氏三万五千石の城下町であったことはよく知られているが、もう一つ、二つの町をはさんで木曾川がある。この木曾川の水運が両町の経済発展の大きな支えとなっていた。鵜沼に産出する「鵜沼石」をめぐるこの石材産業も、木曾川の水運に負うところが多かった。普通の物資と異って、ひどく重いからであり、鵜沼宿近くの石屋で加工・仕上げされた製品は、木曾川畔まで運んで、ここから船積みをした。木曾川で見かけるささ舟は六トンもの石材を積むことが出来たのである。しかも下りだけならば船頭一人で充分であった。

今日犬山御石工（おんいしこう）頼氏の作品の分布を見ると、実に木曾川筋から程遠からぬ場所が多いのである。鵜沼における石材切り出しは、江戸時代を通して頼氏によって独占されていたと言っても過言ではない。頼氏は泉州から出かせぎにやってきた泉州石工の一人であったが、明暦二年（一六五六）に鵜沼に居付いて以来、代々鵜沼石の加工を業としていたのである。今までこの頼氏につ

いては「鵜沼の歴史」のなかでわずかに板井文書を用いて述べられているにすぎず、頼氏が存在を世に出してくれたのは高木嘉介氏であった。この調査の成果は昭和五十一年十二月二十五日刊の日本石仏協会「日本の石仏」第八号に「石工・頼一族のこと」と題して発表しておられる。この論文によって私共は教えられるところ甚だ大であった。がしかし、掲げてある作品の一覧によって現地へ確認に行くと、頼氏の銘文の無いものが応々にしてあり、作風が似ているから頼氏の作だと断定してある気配がみられる。本書では、銘文によって頼氏作と裏付けられるものをとり上げ、紹介することにして、推定の作品は第二次的なものとして独断を排除した。

調査・研究が進むにつれて、今まで高木氏によって紹介されていなかった新史料も続々と発見することができたが、なおまだまだすべての在銘作品を網羅し得たわけではない。この出版を契期として、今後も続々と新史料が発見されるのを期待したい。調査期間中にもどうしても発見できなかった初代佐右衛門の作品が発見されるようなことがあれば、願ってもないことであるし、それによってまた異なった見解も生まれるかもしれない。

私の友人である松尾尚朋氏は、鵜沼石を産出した慶仙寺山にある石亀神社を以前から崇拜しておられる。その松尾氏から、鵜沼石や石亀神社の由緒などをまとめてほしいと依頼をうけてから久しいが、仲々近世の石材産業史をまとめるようなことは容易でなく、若干の史料採訪を重ねるのみであった。そんな時、土岐市の佐藤重造さんが、笠原町の依頼もあって、かねてから泉州石

工と縣氏について調査研究をしておられることを知った。佐藤さんは、地元では名の知れた陶芸家であり、また私が所屬する美濃文化財研究会の同人でもあって、十数年来の知己であるから、二人でこの縣氏と鶴沼石の解明に本腰を入れることにしたのである。

本来鶴沼石工のみならず、養老山系の河戸石、犬山市今井の今井石などを比較検討して、じっくりと腰を据えて研究するべきであるが、まずはこの段階で縣氏と鶴沼石、および石龜神社の顯彰の用に供することにして、後日を期す次第である。読者各位が、各地にある縣氏歴代の作品を觀賞するにあたって、本書がその予備知識を得る上で、幾分かでも役立てば幸いとするところである。また石切場であり、石仏等を造った割り屑を目のあたりに見ることができる石龜神社へも、見学を兼ねてぜひ参拝願いたいものである。

また本書のような一地方の一分野のことをとりあげたものは、到底中央の出版社は引き受けてくれず、地方の出版社でも同じであろう。ついに日を目を見ずに終わるのであるが、ここに石龜神社の援助を得て公刊に至ることが出来たのは、濃尾地方を愛し、濃尾地方の歴史を研究する者として望外の喜びであるし、「地方の時代」と呼ばれる当節にふさわしいことと自認する。

本書の執筆に際して御協力・御助言を賜った数多くの先学諸兄に、また編集・校正に大変お世話をおかけした教育出版文化協会に対して、深甚なる感謝を表する次第である。

なお本書は、『各務原の歴史散歩』の第一巻として刊行するもので、現在調査・研究を進めてい

る「中仙道鶴沼宿」、「中世鶴沼の歴史」、「各務原航空史」などが、一日でも早く史料集めが進んで、早期に実現することを祈りつつ筆をおくこととする。

昭和六十一年四月三十日

横山 住雄

目次

まえがき

- 一 泉州石工・縣氏の展開……………一
- 石大工・1／泉州石工・4／石工の身分と賃金・9
- 二 鶴沼石について……………三
- 鶴沼石とは・12／古代の作品・13／中世の作品・16／尾州家の石造墓標の使用
石材に就て（坂重吉・『尾張の遺跡と遺物』上）・19
- 三 縣氏の歴史……………三
- 縣氏系図について・21／古文書から見た縣氏・23／初現期の作品をめぐって・
27／忠康以降の歴史・33／縣氏歴代法名・没年表・36
- 四 近隣の石工……………三九
- 尾張藩の石工・39／今井石工・41／室原石工・42／関の石工・45／岐阜の石工
・48／守屋貞治と半石衛門正好の出会い・50
- 五 縣氏の作品……………五三
- 太郎古神社の石燈籠・53／爰山墓地の阿弥陀如来立像・55／竹鼻別院の石燈籠
・57／岐阜市東別院の井戸杵・60／東別院の手洗鉢・61／竹鼻大仏の延命地藏
・63／針綱神社の鳥居基柱・66／文永寺の十一面観音立像・68／永泉寺の大宝
鏡印塔・69／進禄寺の石造物群・77／北野天神社の石鳥居・80／玉泉院の役行
者・82／曼陀羅寺の石燈籠・84／龍門寺の延命地藏・86／岩仙寺の地藏菩薩・
88／薬王院宝鏡印塔・90／八剣神社の宮前型燈籠・92／徳授寺の三十三所観音
・93／徳授寺の十二面観音・95／前渡不動の手洗鉢（水船）・97
- 六 明治の変革と縣氏の廃業……………九六
- 縣本家の廃業・99／分家・縣在正の活躍と子孫・106

七 慶仙寺山 石亀神社の由来…………… 110

八 史 料…………… 111

一、文政元年鶴沼村庄屋書上げ…………… 114
二、文政十年石屋半右衛門書上げ…………… 114
三、文政十年、石屋半右衛門書上げ…………… 116
四、文政十年鶴沼村庄屋桜井岡右衛門返答書…………… 118
五、安政五年三月、鶴沼宿総図…………… 120
六、縣忠夫氏所蔵系図…………… 121

九 犬山御用石工 縣半右衛門の遺作一覽表…………… 123

見返し(表) 鶴沼石工関係図
見返し(裏) 石亀神社石切場跡実測図

一、泉州石工・縣氏の展開

石大工

古墳時代から奈良時代の前期に活躍した石作部と呼ばれた職能集団は、古墳の石室や石棺などの製作に従事し、豪健にして精緻の遺構を今に伝え、高い技術レベルに驚歎する。

文献記録の上からは、『古事記』中巻に「垂仁天皇の皇后比婆須比賣が崩じられた時に、石棺と埴輪を製作する土師部を定めた」の記事が見え、また『新撰姓氏録』の石作連の条に、「垂仁天皇御世に皇后日葉酢媛命のために石棺を作り献じたことにより、石作部連公の姓を賜った」ことを川勝政太郎博士が指摘され、「この石棺作の職業的品部を石作部と称し、石作連はその首長の名家であったと思われる」と述べられている。

七世紀中葉、大化の詔(孝徳天皇六四六年)薄葬令の発布以後、古墳構築の風習は全体に減少の傾向をみせ、規模も官位によって縮少され、古墳の築造の衰退は著しく、難職を余儀なくされた石材技術を保持する職能的石工集団は、仏教文化の興隆に伴う寺院建築の基礎や石壇の構築に

招聘され、新しい仕事に移行していった。

奈良時代の前期から優れた石造遺品が残存するものの、石大工の銘を彫出する遺例は極めて少なく、その初見は奈良薬師寺に遺存する仏足石である。「奈良県史」石造美術編（清水俊明著）によると「石手□□□呂人足□仕奉□□人」の刻銘が判読され、このなかの「石手」は石大工と考えられ、「呂人足」は人足という石大工と考察されている。

平安時代は唯一の資料として知られてる奈良市春日山の穴仏、石窟仏の西窟の五智如来の脇に、「廿日始之作者今如房願意」と刻み、その上に「久寿二年八月（一二五五）の刻銘があり、僧侶の資格を持つ今如房の名が知られている（川勝政太郎著「石造美術」）。

鎌倉時代、これまでの層塔・多宝塔・五輪塔に加えて、新しく板碑・宝篋印塔・無縫塔・笠塔婆・石幢などの新種類が京畿地方を中心に次々と顕造され、鎌倉期は石造美術の全盛期となる。東大寺大仏殿の再興に伴い、我が国に渡来した中国の宋人石匠は、それ迄の軟質石材に替る硬質性の石材（花崗岩）を主に用いる技術水準の高さを示し、鎌倉期の石造美術に大きく貢献し、黄金期を招来する要因となる。

この時代の代表的な石工は東大寺を中心に活躍した宋人石工の伊派と呼ばれる一族で、その始祖は現中国浙江省寧波の出身で伊行末である。東大寺法華堂（三月堂）前に六角型石燈籠を造立、その竿部に建長六年（一二五四）伊権守行末と刻んでいる。権の守は国守の代理であり、石大工

として最高の地位と待遇を得ていたことがわかる。嫡男行吉は般若寺境内に笠塔婆二基を建立している。行吉に四人の嫡子があり、行吉の孫に井野行恒（行経）、その子伊行長はともに「薩摩権守」の称を得、各地に於いて活躍し優れた作品を遺した名工の一派である。

宋人石工の渡来は業界の大きな刺激となり、互に技術を競い合い、美術的価値の高い創造性豊かな作品が生れた時代である。大和を中心に優れた石大工を輩出した鎌倉時代中期以後は、伊派のほか橋・大藏・藤井・菅原・藤原など各氏が活躍し、なかでも藤原姓の石大工が四十名近く知られている。然し作品に「石大工」または「大工」と記銘することのできるのは限られた石工職人であり、石工が随意に使うことはできなかったようである。

南北朝時代の後期以降、石大工の銘を録する遺品は次第に減少し、室町時代の遺品に作者銘を刻出するものは皆無に等しいと言われている。天野正男・奥村隆彦両氏共著の「大阪金石志石造美術」に見る室町期の石工銘は極めて少ないものとなっている。

大阪の河内国、和泉国といえは多数の名工を輩出し、数々の優品を遺した地域でありながら製作者の銘を殆んど見ることがない。

江戸時代に入って大型の石造物の建立が盛行し、泉州石工を初めとして各地に石工銘を見るようになる。

1. 泉州石工・藤氏の展開

泉州石工

美濃地方に於ける江戸時代初期の石造美術は泉州石工によって創始されたと言っても過言ではない。和泉国日根郡（大阪府泉南郡）箱造村を中心に黒田村（阪南町）・中村・岡田村（泉南市）に於いて和泉石（和泉砂岩）を用いて活躍した石工集団を泉州石工と呼ぶ。

古墳時代の前期後葉に兵庫県の竜山石、香川県の鷲の山石、九州の阿蘇溶岩を用いて開始した古墳の石棺作りに遅れることなく、和泉の石棺作りは創始され、高度な技術を保ち大和地方とその周辺の古墳の石棺を製作、百舌鳥古墳群形成初期に使用されていることが判明している。

青石と呼ばれる良質の和泉砂岩は、大阪府泉南郡阪南町の茶屋川と井関川上流に露出し、これを用いて古墳時代の前期から連絡と継承されたその技術と伝統は、南北朝時代の後期から新しい開花期を迎え、泉南地方は勿論、大和地方に数々の作品を遺す。

寛政八年、秋里備島が著した『和泉名所図会』に名産和泉石と題して、「鳥取荘及び下荘箱造村、多く出る。其色青白にして細密なり。石碑を造るに文字顯然たり、京師及び諸国に出る事多し、近年孝行曰というもの、此石を以て作る。強き魚物の類、此の白に入れ、則同石の杵を以てつきやはらげ、歯のなき老人に進む。味損ぜずし可也。又、引茶、白酒等にみな此の白を用ゆる」

とある。

江戸時代初期の泉州石工の遺例は殊のほか顕著なものがある。

紀州高野山の奥之院参道沿いに立ち並ぶ石造遺物は壯觀を呈し、なかでも崇源院（徳川忠長の母）の五輪塔（寛永四年丁卯九月十五日）は総高六・六メートルと最大のスケールを誇る壮麗にして雄偉な塔で、泉州黒田村の石工甚左衛門の作である。この他にも五輪塔、石鳥居などに泉州石工の名を録しているが、大阪石工や江戸石工より上に刻銘し棟梁として活躍したことをうかがわせる。

美濃地方に知見の泉州石工の在銘遺品の最古は恵那市長島町久須見の木曾川沿いの永原の渡し場に直立の延命地蔵で、明暦三年（一六五七）石屋和泉岡田村権右衛門とあり、現今の調査では最古の遺例である。

岐阜市の三輪神社鳥居は寛文九年（一六六九）石工泉州日根郡箱造村藤原永次の製作になり、泉州石工は江戸前期から美濃地方へ出稼に来ている。

これ迄の調査で判明した泉州石工は明暦年以後天明年間に至る二三名の石工を知見するが前半は「みやもの」燈籠、鳥居など大型の彫造が多く、「かたもの」石仏の類は五驅を確認したに過ぎない。無銘または住所を刻まぬ遺品にも、形態、手法などから泉州系と推察できる遺例がある。

恵那市長島町久須見の永原の渡し場に遺存の全高一五〇センチの観音像（延宝□□□□四月吉日）

はその好例と云えよう。

泉州系の特色は舟形光背におゝらかさとゆとりがあり、その頂部の曲線に張がある。刻像は頭部が突出する丸仏に近い高肉彫りを示すが、首の下方の体軀は割合に薄い肉造りとなり、若干立体感に欠ける特徴がある。

江戸時代前期の泉州石工の活躍はめざましく、石鳥居の構築が主流である。鳥居のごとく大型の石造物を彫造する地元石工が介在しなかつたことに起因するものと考えられる。

中期以降はそれ迄中断状態にあった宝篋印塔造立の再燃である。壇上積みの基壇に反花座と請花座を組合せ、敷茄子を加えた豪華な手法をみせ、笠の隅飾（馬耳形）が朝顔の如く外に開いた様式は泉州石工の特色を遺憾なく発揮している。

この地方に遺存する江戸前期の関東系宝篋印塔の造塔は僅少であり、江戸期の宝篋印塔は泉州石工によって普及したと言っても過言ではない。なかでも泉州界の出身、市宝伊右門は宝篋印塔を最も得意とした石工である。

美濃に定住した泉州石工は別格縣家は後述に譲るとして恵那郡川上村の三宅六兵衛、前述の瑞浪市山野内町の市宝伊右門、それに恵那郡で活躍した森平兵衛である。平兵衛は享保十九年から宝暦十年に至る二六年間に、数々の作品を遺した名工で、一生の大半を恵那地方に過した石工である。

また岐阜の中河原町に住した武兵衛、甚吉の遺作は岐阜市の伊奈波神社境内に存し、猫足型常夜燈の竿部の四隅を切り込み反転とする入隅の手法を伝え、泉州系の石工であることを示唆する彫造である。岐阜市周辺に高遠石工の遺品が見られないのもこの地域は泉州石工によって占められていたものと考察する。

こゝで信州の高遠石工について若干触れてみる。

江戸時代中期の前半、泉州石工に続いて東濃路に旅稼ぎに来た石工達である。恵那・土岐・岐阜の郡下に享保年以後大勢の高遠石工が訪れ、石切稼業を続け定住する者や、若くして亡くなつた石工も知られているが、数々の優品を遺している。

高遠の石切りは天正の末期、徳川家康の命により江戸城構築に従事し、石垣等を築いた後、八王子市付近に定住し石工集団の伊那村を形成したことを伝え、その数およそ二百軒とある。

元禄四年（一六九一）高遠藩主鳥居氏に替り、摂津の富田領主内藤清枚が移封されたが、藩の財政は極めて逼迫していたので厳しい検地を行い、食糧を確保するため耕地の分散を禁止し、二三男は他国へ出稼ぎすることを奨励し、外貨獲得の政策を打ち出した。それ以降、高遠藩の藤沢郷・入野谷郷の人々は石切りの技術を修得し、各地に向つて旅稼ぎをする石工が多く輩出したと言ふ。当初は冬期の作間稼ぎであったものが旅先きで評判を得、長期に亘つて逗留する者や遂にはその地に定住し、代々石切り稼業を続けて地域の発展に寄与した職人もいた。

1. 泉州石工・藤氏の展開

高遠藩は諸国に出張した石切り職人を取り締るため、各郷に「石切目付」を置いて連上（税金）の取立を実施、文化八年（一八一二）高遠藩が石切職人に課した連上金は一七兩二朱と「御取箇外物帖」に記されている。

美濃に関する記述は、高遠入野谷郷の石切目付平蔵が記録する「石切人別御改帳」に文久二年（一八六二）美濃へ出稼ぎに出た石切りは三二名とある。然しこれまでの調査では文久元年、加茂郡白川町黒川中切に廿三夜の文字碑を造立した高遠一日市場村の石工宮下孫十良、唯一人を確認したに過ぎない。これ迄に判明した二七名の石工の中に高遠石工を代表する名工守屋貞治の作と思われる延命地蔵（瑞浪市釜戸天猷寺境内）が遺存する。また常夜燈の四角型石燈籠を専門に、多治見・土岐・瑞浪の各市に十二基を製作した久保田宇吉藤原為安は寛政十一年（一七九九）から文化十年（一八一三）にかけて活躍した異色の石工である。

高遠中村の出身亀太郎は、恵那郡山岡町に於いて病か事故に遇い二二才の若さで死去した。同業の友人が追悼の石碑を建立し、その碑文に「信州高遠中村住人亀太郎、寿齡二十二歳而於此所死逝、依而同職友人造立之石碑者也、享和二〇四月廿一日」（一八〇二）と刻んでいる。

高遠藩は他国稼ぎによって農民が土地を離れて農地の荒廃があつては成らんと歎しい御法度を制定し、旅稼ぎに出る石工は役所へ一札を入れて出国し、帰郷しない者があれば請人が迎えに行つて連れ帰るといふものである。然し長期間の逗留で旅先きに定住する者は少なくなかつたよ

うである。

石工の身分と賃金

中世の石工の地位は低く見られていたようである。通常社寺に所属する大工の支配下にあり、賃金の与えられる順は、大工、椀皮工（屋根師）、壁塗工、石工の順で、石工は何時も各職の最後に現われ、職人の間では身分の低い職として認めていたようである。石切は下等な職業として扱われ、特に石の切り出し、石垣積、建築の土木工事に従事する石工は黒鍛などと呼ばれて賤民視され、身分的にも仲々浮上できなかった。

では、「石屋は豆腐の皮をむいて食べる」とまで言われたその良き時代はいつ頃であつたのだろうか。江戸時代前期の後半から庶民の間にも墓石の建立が目立ちはじめ、中期の享保年間以後は飛躍的な増加を示し、墓石建立のブームとなる。

然しそれより以前の明暦三年（一六五七）六月に幕府は上職人の手問賃を公定し、大工、屋根葺、左官、石切、墨刺の上職人は一日に付銀三匁（約百八十文）、上木挽が銀二匁（約百二十匁）と定め、この頃既に石工は大工と肩を並ぶ上職人となつていた。

元禄年間（一六八八）以降は他の職業と比べ、常時上にあつた高賃金を得、連上金（税金）に

ついても非常に高率の税を課せられている。一般に高利益を得ていた馬喰業の運上ですら一ヶ年三百文であるのに石切の本役は尅貫文(一、〇〇〇文)であり、馬喰業者の三倍以上の運上を納めている。高納税者となった石切業者の身分と地位は、町石屋をはじめとして次第に高揚していったのである。

然し、墓石建立のブームとなれば、需要に応じて石工も急増するわけで、豆腐の皮をむいて食べる程の石工は一握の職人に過ぎなかったと考えられる。「景気、不景気も石屋に先に来る」とも言われて石工稼業もそう案ではなかった様に思える。

されば江戸時代中期以降の石工の賃金は如何ほどであったか考察してみると、享保十四年(一七二九) 惠那郡坂下町握の五社神明神社に石鳥居(伊勢鳥居型)を建立した信州高遠石工守屋利右衛門に支払った代金は金参両である。また享保十九年(一七三四) 同神社の石垣を築いた時に支払われた工賃は、工数三七七工に対し、金七両貳分の受領書がある。享保十二年の金為替のレート(金一両につき銀五四〇〇文)で換算すると、四萬五百文となり一工の賃金は一〇七文余りとなる。

石切り職人と雑役の黒楯の賃金に隔差のあることを考慮しても石切の賃金はお世辞にも高いとはいえない。

石仏師・守屋貞治が長野県伊那郡箕輪町の長松寺に文政十年(一、八二七)に彫造した地藏尊

は、全高二三六センチ、世話人善五衛門の記した「地藏雑用控簿」に「一、工数合百四拾貳工、此作料金四両壹分貳朱三匁七分五厘」とある。

それに祝儀の金壹分を加えて日当割りすると、日備賃は二一八文となる(天保元年の金為替で換算)。但し弟子の藤兵衛に支給された額は分らないが貞治の取り分は多少うわ積みされてくる。宿泊と三食付きであったにせよ高賃金とはいえない。

因みに東濃地方の陶磁器のロクロ師は二八〇文前後を稼いでいた。おそらく犬山焼のロクロ師も同様の待遇を得ていたものと推察する。

天保十三年(一八四二)の松本城下の職人の公定賃金は大工、屋根職、塗師、桶屋など十日で金一分(一日百七十五文)、石工は七日で金一分とあり、日当は二四九文である。

二、鵜沼石について

鵜沼石とは

鵜沼石というのは、鵜沼西町の山から産出する硬質の砂岩系の岩石である。山をなすような大岩ではなくて、地下水などによる風化のため、山の中の土中に埋もれるような形で、大きいのは置八枚ほどのものからあり、大小の岩が織りなすようになっていて、表面は角ばっておらず丸味を帯びているが、いずれも地元でいう「サビ」が出て黄土色に変色している。従ってこの岩を割らない限りは、鵜沼石独特の青味を帯びた色は見えないのである。鉄分をいくらか含むらしく、雨に三十年から四十年もあたると、しだいに表面がさびてくる。非常に硬いために、風雨で刻銘や模様が見えなくなるような風化は全く起きないといっても良いほどである。

鵜沼石に良く似た石材が市内でも蘇原から、あるいは関市の迫間・稲口あたりで産出するようであるが、これら鵜沼以外の石材を用いたものは、長年月の間に紙がはがれるように表面へク離れを起こし、銘文が読み取り得なくなっているものがある。

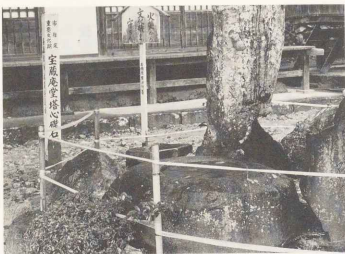
鵜沼石では、三百年を経てもそうした風化を起こすものは、少なくとも厳選された材による現存製品には見当らない(注1)。しかし全く新品のままというわけではなくて、細い筋割れが入ってくるものがある。また常時雨に当る部分、燈籠では笠や基礎・地蔵では光背などが、風化によるサビで少し赤味を帯びてくるものが多い。室原石の場合はサビというよりは、加工面が白っぽく変色してくるものもみられる。

(注1)寛文三年に没した成瀬正虎公の墓碑が臨深寺(犬山)にある。高さ三mほどの大きなこの墓石は相当ひどいハク離が起こって、正面の戒名部分がわずかに残るのみである。しかし縣氏が成瀬の墓石を扱ったのは、早くとも享保以後のことゆえ、正虎公のこの石が確實に鵜沼石か否かは即断できない。また寛永二年十二月建立の初代成瀬正成公の墓碑はハク離が全く起こらず、掘査意撰の長文の刻銘も、濃尾大震災で被害をうけた下端部を除いては良く判読できる。(碑文は拙著『大山市の金石文』に収録)。石材は鵜沼石であろうが、石工は名古屋の井上長兵衛(後述)の手になるものかとも思う。

古代の作品

各務原市の蘇原無染寺の山田寺跡塔心礎石は、優に二、三トンはある直径1mほどの巨石で、

2. 鵜沼石について



宝蔵庵塔心礎石

代人がその性質をよく知り、風雨の当たらない石室内に安置するには最適と判断したからに他ならない。坂重吉氏が「尾張石文」で、古代において今井の閃緑岩とともに今井の凝灰岩が使われ



山田寺跡塔心礎石

しかも自然石の上面を平にして柱型と舍利孔を彫り込んでいるもので、明治に孔から舍利容器が出土して、同容器と仏舍利は国の重文に指定されている(山田寺所蔵)。出土瓦やこしらえた遺物から、山田寺は今から千三百年近く前の白鳳期に各務郡司であった各務勝氏の氏寺ないしは郡の寺として建立されたと推定されている。その心礎は良く観察すると鵜沼石か、又は蘇原付近に産出する鵜沼石に近いものと判断される。となりの大神宮の境内にも十個ほどの山田寺礎石が散在する。上面のみを削平したものが多く、こちらの方は鵜沼石ではないかと判断される。(岐阜の厚見寺心礎石も同様か)。
また、鵜沼大安寺町の大安寺の境内に移されて保存してある「宝蔵庵塔心礎石」も、もとあった地点が大安寺池の東方、緑陽中学校の北西であるから、場所、材質ともに鵜沼石製と断定しうるものである。この心礎は山田寺心礎とは比較にならないほど彫りが浅く、しかも石も小型であるから、平安時代頃の

ものかも知れない。なおこの礎石は山の中に散在する鵜沼石の原石を加工して、山中を運搬する段階に立ち至って不要となり放置された可能性が強く、原位置の地形ではとうてい古代寺院が在ったとは了解できない。

なお、犬山・鵜沼・一宮など、木曾川沿の古墳に使われる石棺は、善師野付近の「イカ石」が使われる場合が多い。このイカ石は近世カマドに多く使われ、犬山城下町には竈石問屋が出来たほどに繁昌し、さかんに切り出され、また燈籠などにも使われたが、加工しやすく火に対してすこぶる強い反面、風雨には大変早く風化(とけ出す)をうける性質をもっている。

古墳の石棺にこの「イカ石」が使われたのは、古

たと述べておられるが、今井は新世代第三紀層の硅化木や葉の化石を併出する泥砂岩質の「イカ石」と今井石（砂岩）がみられ、火山灰による凝灰岩は産出しないので誤りと思う。

中世の作品

鎌倉時代に入ると石造の五輪塔・宝篋印塔が当地方へも普及してくる。尾張におけるこうした中世石造文化財は、名古屋の故坂重吉氏が熱意をもって調査に当られ、その成果を『尾張石文』と題して昭和十六年一月に出版しておられる（とう享、六十七頁）。美濃側ではこうした中世の石造文化財を集大成した著作は出版されるに至っていない。そこで、坂氏の『尾張石文』から石材と石工についての部分を抜粋してここに掲げておくことにする。

（尾張石文・四頁）

備考

尾張石造古美術を研究するには、美濃国、三河国に遺存する古石造物を多く見学する必要がある。美濃古石造物の様式は関西系統であって、室町時代迄は国内に産する岡崎の花崗石、河戸、鶴沼等の硬質砂岩、室原の閃緑岩等の石材を多く使用して居り、三河古石造物の様式は関東系統であって、室町時代迄は国内に産する岡崎の花崗岩、鳳来寺山麓の凝灰岩等の石材を多

く使用して居る。尾張の古石造物は国内に産する今井の凝灰岩、今井（美濃室原の地統）の閃緑岩、岩崎の花崗石等が用ひられたが、遺存する古石造物の大部分は、美濃、三河の両国より輸入されたものである。而して各産地の古石造物の様式は、各の系統を有するのではあるが、其産地の石質、即ち彫刻の難易及び加工し得る程度等に據って様式及び其の彫刻に幾分影響を及ぼして、所謂地方型が発達したことは勿論である。そして桃山後期は諸大名の移動が頻繁であったが故に従って石造物の各地方型にありても各国に於て輸出入が行はれて、茲に各国共通に近い型式が生れた。此備考欄に於て、美濃、三河、尾張の古石造の技術上の価値に就て詳細に論ずることは能はざるが、尾張に遺存する石造古美術は、地方型としてはまづ誇り得るものであらう。

（尾張石文・三二頁、名古屋後雲寺の条）

室町末期より桃山時代の宝篋印塔及び五輪石塔等の内には、全時代の作品でありながら其作品に普通の出来栄のもの、極めて不出来のものが遺存してゐる。其理由に就て考察するに、室町末期より桃山時代には築城が盛んになり、従って石工の増加の必要を来した。そこで領主は石工に税金を免除したり或は石工の徒弟を養成するためには種々の便宜を与へたのであった。築城に多く必要の石工は、石垣石等を割り出す所謂山方石工及び石垣を組む石工であったことは勿論であつて、それ等の石工は激増したのである。而して、山方石工と雖ども本格には

彫刻し得なかつたであらうが、時と場合に依つては、宝篋印塔、五輪石塔等を彫刻したのであらう。即ち室町末期より桃山時代の石工は、親父或は親方より其時代の様式の宝篋印塔、五輪石塔等の寸法の割合（規矩）及び彫法を習得した所謂彫刻専門の石工（鎌倉、室町時代の石工は石を割り且つ彫刻をしたものであるが、桃山時代頃より各々の専門の石工が生れ始めた様である）と、本格に彫刻は習得しないが形ぐらひは彫刻の出来る山方（石割）石工及び石垣組み石工等があり、それ等の彫刻専門の石工及び彫刻専門でない石工等に依つて加工が施されたものである。従つて出来栄の優秀の生じたことは当然であらう。

坂重吉氏は、この著作において、鵜沼石製品が中世かなり尾張へもたらされたことを述べておられる。しかし、鵜沼においてはその伝説なり遺跡なりが全く無く、縣氏の登場する江戸前期までは、石材の切り出し加工が行われていなかったかのごとく之感がある。私も最初のうちは、坂氏の説に従つて濃尾の中世石造文化財については何でも鵜沼石に見えたのであるが、最近では養老山系河戸石製品の方が圧倒的に多いのではないかと思うようになった。今後もっと良く五輪塔や宝篋印塔などを観察しなければならないと思う。石工の名がほとんど彫られていない中世のゆえにである。また坂氏は、つぎのように近世においても瀬戸市の定光寺に鵜沼石が使われたといわれる。

尾州家の石造墓標の使用石材に就て

（坂重吉、『尾張の遺跡と遺物』上）

慶安四年営まれた、東春日井郡品野村定光寺の藩祖源祖源敬公墳墓の石造墓標である墓碑は、陳元寶の設計と傳えられ、碑の上部に切出を施して頭部を表現し、方角の台石を用いた、護碑系統の所謂孤頭方跌であつて、碑表には戒名を用いず官姓名を刻したものである。其墓碑の石材は鵜沼石である。

因に、源敬公の墓碑の石材は、文獻及び寺傳に據ると、大阪より搬入せしものとなし、現に墳墓案内者の説明もその通りである。然るに品野村の古老は木曾川より運ばれたと言傳えている（鵜沼村は木曾川端である）。

鵜沼石は、美濃國各務郡鵜沼村に産する。硬質砂岩の微粒で、粘板岩の小破片が點々存在し、石色は灰緑であり、石質緻密にして彫刻に適する良石材である。けれども山傷多く其山傷に吸水され凍結風化を來し破壊を蒙るものがある。此鵜沼石は、鎌倉時代より宝篋印塔、五輪塔、佛像、墓碑等を工作するに盛んに用いられたのである。然るに、源敬公墳墓の墓標（殉死者の墓標を含む）に使用せられし以降江戸時代末迄は、他者の採掘使用を禁ぜられた所謂御止山となり、専ら尾州家の墓標（石塔・石碑）に使用せられた。しかし特に使用を許されたものもあ

る。例えば慶安四年以前より鶴沼石を墓標に使用していた、成瀬・竹腰の両家の墓標、宝暦年間再造せられたものと自分の推定する春日井郡篠木村密藏院開山宝鏡印塔、平田院堂前の宝暦年号在銘の石燈籠及び全寺墓地にある平岩氏の墓碑の内、白林寺の和尚の石佛墓標等である。

三、縣氏の歴代

縣氏系図について

鶴沼の縣氏は、同家所藏の家系図によれば、勘太夫忠正の時に、兄の山本忠治が大坂方として、大阪夏の陣（元和元年）に参加して討死したために、弟の忠正が「縣」と苗字を変えたという。反徳川家康の一族では何かと都合が悪いので改姓をしたのである。その忠正は、正保三年四月二日に、八十七才の高令で没したとある。系図による限り、縣氏の初代になるわけで、その子市左衛門忠親は、寛文六年（一六六六）七月十日に、七十七才で没したとある。父の忠正の法名は「浄味」、子の忠親の法名は「浄睦」である。その補依する宗旨は定かでない。

系図のなかに菩提寺についての記載があるのは、寛政十年（一七九八）九月二十三日没の縣範右衛門陸正に「天安寺内西白庵地葬」とあるのがその初見である（注し）。

ついで、忠親の子の左五兵衛成卿は、宝永五年（一七〇八）に七十七才で没したとあり、その法名は「心善性慶」で、子の半右衛門忠康の法名も「雲替慶山信土」とある。この父子二人の法

名は、浄土宗特有の法名であり、大山の浄土宗専念寺の檀家となっていたのであろう(注2)。

忠康が、宝暦五年(一七五五)の岐阜市東本願寺別院の手洗鉢に、

「大山御石工・縣範右衛門橋忠康」

と刻み、また同寺の宝暦二年十一月の井戸枠にも

「大山御石屋縣半右衛門」

と刻んでいることをみると、系図中で、嘉永五年(一八五二)に没した正好の「大山城主成瀬侯御用石工となる」という記事よりもはるかに早い時期(江戸中期)に「大山御石工」「大山御石屋」などと自称していたことが判明する。江戸中期の縣忠康の代に、すでに成瀬家から御用石工にとりたてられていたのである。

しかし忠康の法名は雲督慶山信士であり、いまだ居士の称号を使っていない。少くとも苗字の使用を公許(武士扱いに準ずる)されていないことが推定されるわけで、この時期の「御石工」又は「御石屋」というのが、大山城下において城主の成瀬家がどのような公的な扱いをしていたかについては判然としない。忠康から数えて四代目の佐右衛門正房の代にはじめて「居士」を用いているので(系図では)、苗字の公許はこの時からではなからうか。

こうした系図の記載の真偽のほどは、次節で古文書から検討を加えることにするが、幕末より古い部分について、研究史料としては多分に問題がある。なお参考のため系図を巻末に収録する。

古文書から見た縣氏

鵜沼宿の本陣を代々勤め、また代々庄屋も兼務していた桜井家には、かなりの古文書が残されているので、その中から縣氏についての史料をみることにする(注3)。

文政十年(一八二七)五月、石屋半右衛門が御普請方御役所へ提出した控によれば、先祖の佐右衛門は、和泉国日根郡黒田村(現在の大阪府阪南町)の者で、明暦二年(一六五六)に鵜沼村へ来て小家を結び、石細工を始めたという。別の記録によれば、鵜沼村の甚平という人のもとに身を寄せていたらしい。

ついで悴の与右衛門は、元禄の初め(一六九〇年ごろ)、大山中切村へ石店を出し、商売をしていた。享保年中には大山住人となり、今度は逆に鵜沼村へ小家を取立てて、石細工をした。その後、大山御城御用を仰せつけられたと書かれている(史料参照)。

この文書は、自家の先祖のことにについて、御役所へ提出したものであるから、誇大な表現は許されるわけではなく、系図よりも正確であると判断される。その系図と比較すると、明暦二年に鵜沼へ来た佐右衛門は、系図上の左五兵衛成卿という人(宝永五年没)の時代に相当する。また元禄の初めに大山中切村(今の大山市犬山字西古券、通称中切町)へ店を出し、享保の頃(一七

3. 縣氏の歴代

一六一(一七三六) 犬山住人となった与右衛門なる人は、高木嘉介氏の言うように半右衛門又は範右衛門忠康と同一人物であろうか(注4)。

しかし忠康は寛延元年(宝曆七年(一七四八)一五七)にその名を作品に留めていて(作品目録参照)、それは、元禄の初めから六十年後のことであって、享保初年からでも四十年も後のことである。よって、与右衛門が忠康なりとする説には首肯しかねるのである。与右衛門は忠康の父と考えた方が理解し易い。

このように見てくると、忠康より前についても、系図は信頼性に乏しいと考えられる。以上のことを系図に組立ててまとめてみると次のようになる。

古文書と作品による系図



なお付記すると、系図では初代の兄山本忠治から数えて七代前の山本太郎の条に次の記載がある。

山本太郎

初而喪父、且忝仁・文明之間、山名与細川争戦、其家譜罹兵禁紛失、然楠氏余胤而匿姓氏、数代居于山本、始住足利將軍義尚、

と書かれていて、先祖は「楠氏」であるというのであるが、現実には忠康は前掲したように宝暦五年(一七五五)の手洗鉢に「畷範右衛門楠忠康」と刻銘しているので、「楠氏」を公称している。こうした点も忠康より古い部分については系図の記載がほとんど信用できないことになろう。

(注1) 西白庵は鶴沼宿の北方、大安寺池の北側にある禅宗妙心寺派の濟北山大安寺の塔頭(子院)である。明治維新後廃寺となつて、寺も檀家も本寺たる大安寺へ合併された。

(注2) 犬山市の犬山西園師の専念寺過去帳には宝永五年の条に心善性慶の法名は見当らない。

この過去帳は天正年間からの年代順の記載があるが、当初からの書き足しではなく後日整理したらしき形跡があつて、洩れている可能性もある。

なお明治期の和紙に書かれた家別過去帳があるので、それを掲げる。

鶴沼縣範二

見峯泰真居士 文政十一年十二月三日(大安寺墓石、七代目縣正房とあり)

賢外妙因信女 文政十一年六月二十六日(大安寺墓石、正房と同刻、正房の妻であろう)

圓融立真信士 享保十一年二月朔日

即道良心信士 天保三年七月二日
雲譽慶山信士 明和元年九月六日（糸図で忠康）
心室見岸信女 四月二十二日
圓窓紹鑑信士 寛政十年九月二十三日（糸図で陸正）

このうち、見峯泰真信士（正房）と円窓紹鑑信士（陸正）は、糸図に大安寺の西白庵に葬ったと書かれているので、専念寺と直接的な関係は無い。

雲譽慶山信士（忠康）と円融立真信士（享保十一年）の二人が専念寺に葬られた可能性が強いことになろう。この円融立真信士が、糸図に言う成卿（宝永五没）に相当するであろうか検討を要する。後節に縣氏「歴代法名没年表」を掲げるので参照されたい。

（注3）鶴沼宿本陣・庄屋の板井家は、今日でも旧前の位置に屋敷があり、板井辰雄氏が当主である。所蔵古文書は、各務原市などから次の資料目録に収録出版されている

- ① 各務原市資料調査報告書第二号・各務原市文書史料目録二、同三
- ② 岐阜県歴史資料館・岐阜県史料調査報告書第七号

また、同家史料の一部は市史資料編・近世IIに収録活字化されている。

（注4）日本石仏協会の「日本の石仏」第八号（昭和五十一年十二月二十五日刊）が石工の特集をしており、岐阜市琴塚三十一・二十七の高木嘉介氏は「石工・縣一族のこと」という論文

を二段組八頁に亘って寄せている。

その中の縣氏歴代を考察して、

「四代忠康・明和元年没、奥範右衛門、又は半右衛門、与右衛門、」

と書いておられる。また「忠康と仏佐吉」の所で、「三代佐右衛門の伴与右衛門（四代忠康）

は、元禄の始め犬山住人となり、……」と述べ、明暦二年に來鶴した佐右衛門の伴与右衛

門を忠康と同一人物視しておられるように見受けらる。

初現期の作品をめぐる

天和三年の作品

川辺町中川辺の太郎古天神社に天和三年の石燈籠があり、竿部に次のような銘文がある。

大地 （大地は現在の白川町大地）

渡辺助九

同 太

同 与三

同 新次

（正面）

天和三年癸亥歲

奉寄進 御石燈籠

九月廿五日

渡辺 孫助

同 孫作

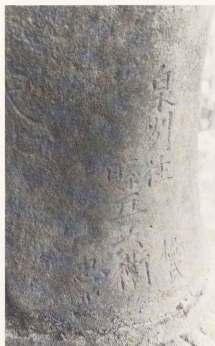
同 次郎作

紅屋 新兵衛

泉州住橋氏

縣五兵衛忠正

(背面下部)



太部古神社燈籠・銘文の一部

この燈籠は高さ二二〇センチ、竿高七十八センチ、竿の中筋直径三十三センチの堂々たるものである。地震等により宝珠の下の諸花を欠失し、火袋がコンクリート袋の代用品である他はほぼ完全である。

竿と中台・笠には鶉沼石の特徴ともいえる筋状のひび割れを見る

ことができる。基礎は土中に半埋没しているためもあって、温度と湿度の過度の影響を受けにくく、目だっただひび割れを見かけない。竿以外が表面に赤味を帯びているのは、鶉沼石の特徴である。「サビ」が出ているのである。竿は中台によって雨が当りにくいために、風化の影響を受けにくく、赤味の無い白っぽい色を保っている。

こうして、この燈籠は鶉沼石製で、しかも橋姓の縣五兵衛忠正によって造られたものと判明する。しかも実名の「忠正」の忠は鶉沼の縣氏に共通する系字であることから推定すると、鶉沼縣氏の一族、と考えるのが妥当であろう。明暦二年（一六五六）に鶉沼へ来たのが県佐右衛門（桜井文書）というから、それから二十七年を経た天和三年に燈籠を造った五兵衛忠正は、その子の世代に相当し、与右衛門の父の時代に相当する。

元禄八年の作品

江南市藤町の前飛保共同墓地に阿弥陀立像がある。高さ一六三センチの大型なもので、高二十四センチと十四センチの二段から成る台石上に置かれている。像の左右（光背）に次の銘がある。

(右)「日輪山曼陀羅寺念佛講衆」

(左)「為表供養雕旛陀像以安置矣」

船型光背の背面下部には次の刻銘がある。

「元禄八 辰仲春十五日」

3. 縣氏の歴代

3. 縣氏の歴史



針綱神社・鳥居基柱



同上・銘部分

ことなく、鶴沼や犬山は出張先であるという届けで押し通していたのではないか。名工が活躍して名高い「泉州石工」という方が、商売には都合が良かったものと考えられる。そうしたことが、泉州から犬山への移籍が遅れた最大の原因ではなかったろうか。

なおこれに関して、かなり時代は降るが、各務原市蘇原吉新町の進禄寺にある寛政三年作宝篋印塔基壇に

「犬山御石工

鶴沼之住懸範右衛門

同門弟中

」

「懸石像 泉州住懸範右衛門」

光背の背面は常時風雨にさらされているので、少し赤味を帯び（サビ）ている。また特有の小さなひび割れが所々みられるものの、風化はほとんどなく、欠損もない。石工の「県与右門」とあるのは、まずもって「県与右衛門」と同一人物であろうし、そうすると桜井文書にみえるところの、元禄の初め鶴沼から犬山中切村へ移ったとする縣与右衛門の作品に間違いのないことになる。問題は泉州住という表現であるが、桜井文書には、享保年間に与右衛門が犬山住人となった旨の記載があるほか、鶴沼の住人となったとは書かれていない。してみると、与右衛門およびその父佐右衛門の兩名は、鶴沼又は犬山に住みながらも泉州日根郡黒田村の住人という立場をくすす



光背・銘部分



阿彌陀立像・正面

とある一方で犬山市犬山丸の内の針綱神社に

「當所中切住 (明和九年八月、木製鳥居基柱)

石工

縣佐右衛門橋正定

来孫

同 範右衛門橋陸正

とも刻銘している。

このことを正直に理解しようとする、明和九年(一七七二)ごろ犬山中切村に住んでいた正定・陸正は、寛政三年(一七九一)になると鶴沼へ移転していたことになる。しかし現実には毎日の仕事か山の石切場か、あるいは麓の仕事場であるので、ほとんど鶴沼に生活の場があったことは疑う余地のないことである。

「与右衛門が犬山中切村へ石店を出し、享保年中には犬山住人となった」ということと勘案すると、中切村へ石材の販売店を出し、享保年中になって、中切村住人ということで犬山城主成瀬家の領民に籍を入れてもらったというのであろう。それは成瀬家の御用石工となるための必須条件であった。それから二、三十年を経た子の半右衛門(又は範右衛門)忠康の代になると、「犬山御石屋」又は「犬山御石工」の称号を用いることが許されたのである。

「泉州石工」という名が、一般民衆から忘れ去られようとする時、犬山城御用石工として、近郷の人々に通用する名を得てよみがえり、明治に至るまで成瀬家の被護とネームバリューで、一般の石工よりはるかに大物を手がけつづけ得たのである。

忠康以降の歴代

縣半右衛門忠康は寛延元年、宝暦二年・五年・七年の作品などにその名を残している。系図における次代は佐右衛門康貞(俊質素邁信士)であるが、明和九年(一七七二)の銘文(注1)に

当所 中切住

石工 縣佐右衛門橋正定

来孫

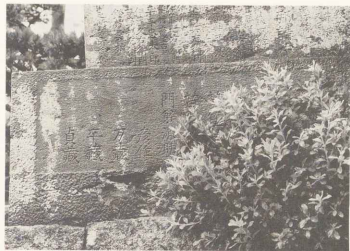
同 範右衛門橋陸正

と彫られている。忠康の没年は明和元年(前述)、康貞の没年は明和六年とされている(高木嘉介「石工界一族のこと」。)するとこの正定は康貞とは別人ということになるが、どうであろうか。

来孫範右衛門陸正は寛政期に多数の作品をのこした人であり、系図によれば尾張春日井郡下赤津村(瀬戸市赤津)の人であるという。「来孫」と銘文にあるのは養子で孫に当たるといふことであら

3. 縣氏の歴代

うか。あまり見かけない表現である。いづれにしても正定の孫という感触ではなくて、正定とそ
の養子陸正との合作という感が強いのである。そこで文化元年の書上げをみると、明暦二年に鶴



永泉寺宝篋印塔・基壇

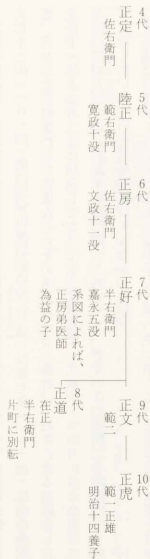
沼へ来た佐右衛門から半右衛門正房まで六代になる
というのである(史料参照)。とすると、初代佐右衛
門、二代与右衛門、三代半右衛門忠康は問題なく、
また五代範右衛門陸正、六代目佐右衛門正房もほぼ
間違いないとすると、四代目は系図でいう佐右衛門
康貞に該当する。そうすると、作品銘にみえる佐右
衛門正定と同一人物という可能性が強くなるのであ
る。正定と康貞が同じ人だと、康貞が明和六年に亡
くなったとする高木説はおかしい。少くとも明和九
年まで存命していなければならない。今後検討すべ
き問題である。

陸正は、明和九年(一七七二)に養父正定と共に
初めて作品をのこし、寛政四年(一七九二)までに
計六本の銘文にその名がみえる。約二十年に亘って

活躍し、優秀な作品をのこして縣氏の全盛期を招来した人である。門人も銘文にみられる人は六
人を数え、鶴沼近隣に石屋を開業して、陸正が大物を受注すると手伝に参じたものと思われる注
2)。

寛政三年(一七九二)の永泉寺宝篋印塔銘文には、本人の「縣範右衛門陸正」のほか「苗佐右
衛門、苗九十郎」と門弟の名がみえる。この佐右衛門は長男の佐右衛門正房に相違なく、十年後
の享和元年(一八〇一)に江南市北野天神社・石鳥居に「犬山御石工・縣半右衛門正房」と刻ん
でいる。陸正が寛政十年に没して、正房が相続したのである。九十郎は二男と考えるのが妥当で
あるけれども、むろん系図には見えない。石屋として分家独立する前に病没したのであろうか。

縣氏略系図



3. 縣氏の歴代

3. 縣氏の歴代

10	縣範一正虎	續岩惟徳居士 妻續室妙善大姉	明治四十一年旧六月廿七日没 行年四十七歳	大安寺墓石「拾代目、 縣範一橋正虎、
9	縣範二正文	柏殿要津居士 妻寿屋妙栄大姉	明治廿七年旧五月二日没	大安寺墓石「累代目、 道自漢、行年五十一才死」
8	縣半右衛門正正	貫筋自漢法子 妻貫道妙範大姉	明治元年十一月十一日没	大安寺墓石「九代目四十八才ニ而入 道自漢、行年五十一才死」
7	縣半右衛門正好	妻房室智殿大姉	嘉永五年四月廿三日没	大安寺墓石「八代目半右衛門正好、
6	縣佐右衛門正房	日室孝真居士 妻殿外妙固大姉	文政十一年六月廿二日没 文政十一年六月廿六日没	大安寺墓石「七代目累正房、 妻、専念寺過去帳による没年、
5	縣範右衛門陸正	田窓紹鑑信士	寛政十年九月廿三日没 (一七九八)	大安寺墓石「七代目累正房、 妻、専念寺過去帳による没年、
4	縣佐右衛門正定		承因の佐右衛門康貞か、高木嘉介氏は明和六年没とするが、それ以後も存命	
3	縣半右衛門忠康	雲譽慶山信士	明和元年九月六日没 (一七六五)	大山専念寺過去帳、

1	縣佐右衛門	明曆二年、鶴沼に来る	大安寺縣家墓地に「心外不求庵士、享保八年癸卯六月十二日」あり、 与右衛門か、
2	縣与右衛門		

縣氏歴代法名・没年表

正房の作品は、寛政三年の父陸正との合作後、享和元年（一八〇一）江南市北野天神社石鳥居、文化十二年（一八一四）鶴沼羽場町愛宕社の役行者、文政七年（一八二四）江南市曼陀羅寺の燈籠、同八年七宗町龍門寺の地藏などにその名がみえる。都合三十四年に亘る活躍をしたのである。文政十一年十二月二日に病没しており（大安寺墓石銘、文政十一年四月に信州高遠石工が訪づれた時に応対したのは「石屋半右衛門殿」とあるから、老体の佐右衛門（半右衛門とも刻む）正房ではなくて、子息の半右衛門正好ではなからうか。

正好は、系図によれば弟の医師為益の子で正房の甥に当たる。正好の没年は嘉永五年で（大安寺墓石に「八代目半右衛門正好」とある）、文政十一年（一八二八）から嘉永五年（一八五〇）に至る二十四年間の作品は今のところ一点も知られていない。元禄以後の世代で一点も遺作が発見されないのはこの人だけである。作品発見を期待したい。

在正および範二正文など、幕末・明治期については、後述する。

(注1)明和九年の作品は針綱神社にある。同社の木鳥居基柱が完全な形で一對のこっており、昭和十三年に現在の岡崎石製の鳥居に替わるまで使われたもので、さらに江戸時代には針綱神社が城下町の名栗町にあったので、明治十五年にここへ移されたものである。

(注2)江戸中期の第五代範右衛門陸正の時には次のような門人があった

板津万蔵(寛政四、進禄寺 孔子像) (寛政三、永泉寺宝篋印塔「万蔵」)

鈴木右衛門(「」) (「」) (「」)

源助(寛政三、永泉寺 宝篋印塔)

彦作(「」) (「」) (「」)

平蔵(「」) (「」) (「」)

貞蔵(「」) (「」) (「」)

(注3)万延元年(一八六〇)七月の成瀬家臣録(惣帳(犬山市立図書館蔵本))によれば、二人扶持を賜わったという縣半右衛門正道の名は、作事奉行の所にも、無役の所にも見当らない。

四、近隣の石工

尾張藩の石工

尾張藩の御用石工は、江戸時代の全般を通じて存在したかどうか判然としないが、桜井文書の文化元年八月の書上げに、

「御石碑御用、石切出シ之節へ、名古屋井ノ上ノ長兵衛へ被仰付、右より当半右衛門へ申付切出シ申候」

とある。名古屋の尾張藩で必要となる石碑は、普請奉行から井上長兵衛という石工へ発注された。それに要する石材の一部又は全部が縣半右衛門へ注文されたというのである。もとより鶴沼の山は、成瀬家へ貸してある(寛永十一年「明治初」宝積寺山と、ごく一部の山麓の民有地を除いて、すべて尾張藩の支配である。今の松ヶ丘、緑苑、鶴沼台、新鶴沼台などの団地は大半このような山林であった)。

下草刈りなどの管理権は鶴沼村に任されているが(注1)、石材は村人が自由に切出せないので

4. 近隣の石工

今井石工

今井石は鵜沼石同様非常に硬く、また鵜沼石よりも青味の強い石である。今井石工の名が刻ま

えた影響は大なるものがあつたと思う。

いずれにしても天和四年の作品はすばらしい出来ばえで、この井上長兵衛の作風が縣氏らに与位に就いていくのではないか。

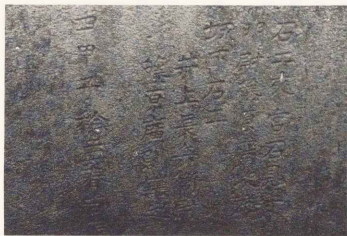
記載もなく、手がかりが薄いが、意外なところに史料があつた。江南市小折の富士塚にある天和四年富士塚碑文である。長文の銘文の末尾に、
京師石工・米宮石見守、左衛門尉藤原広次流
尾州城下石工・井上長兵衛尉藤原広則鐫之、
天和四甲子稔孟春吉辰

(碑文は長文であるが江南市史・文化編に全文収録されている。)

とある。とかくの説明が不要なほど、その技術の習得先、現在の当主などが良く判明する。



江南市小折・天和4年富士塚碑



富士塚碑・石工銘

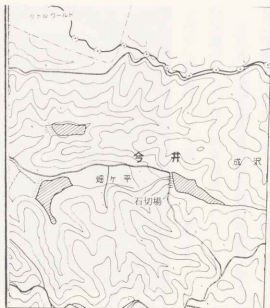
ある。ゆえに縣氏も、尾張藩公用石を切り出した際の割屑を商売に使うほかは、民有林にあるうき石(地表に出ている石)を買い受けて切り出していたという(文化元年・桜井文書)。また毎年鵜沼村に対して米一石を年貢として出しているということは、藩領の山で、村が管理する所からも少しは、うき石と称して切り出していた可能性もある。

とにかく尾張藩の名古屋における御用石工、井上長兵衛については、名古屋市史などによっても何の

今井石産出地図

大山市今井成沢のリトルワールド南側

の谷に石切り場が三ヶ所ほどある。



れた作品で古いものが見当たらないが、大山市の今井はもちろん塔野地あたりへ行くといくとも見ることができ、塔野地の熊野神社にある天明五年の馬頭観音は古い部類に属するのではない。今井では字四ツ屋で三代目の石屋さん奥村石材店が開業しているが、地元産出の今井石は終戦後は切り出されていない。

(注1)これら尾雲藩領から借り受けている山、それは各務野の未開拓の山林を含むが、弘化三年十二月の「午年切定目録」(三千石当番庄屋)では六十五石沓斗の年貢を藩へ上納している(桜井文書)。

室原石工

坂氏は、室原石も閃緑岩だと書いておられ

る。中世この室原石を切り出して五輪塔や宝篋印塔に使ったとも述べておられるが、その考察は別として、近世にもたしかに室原石を使う石工があったのである。

大山市栗田の田中竹二郎氏文書のうちに次の覚書がある。

御注文之覚

一、馬頭観音 沓鉢

高サ貳尺 座仏

角台座 沓杖

下台座 沓杖

代金三歩

外ニ大ちんゼニ、六百文

内札金 沓歩印 受取 黒印、印文「石工、又右衛門、室原」

右之通り残金貳歩、ゼニ六百文、出来之義は、亥八月

十七日。栗田原迄、此方より差遣申候。

享和三年

室原村

亥七月十九日

又右衛門印 (印は前のものと同じ)

栗田原新田

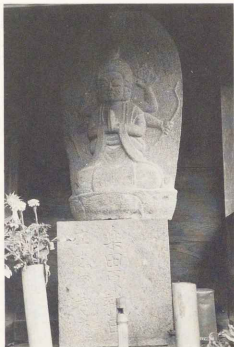
4. 近隣の石工

伊兵衛様

一注文の通り届けられて、この享和三年(二八〇三)の馬頭観音像は、旧木曾街道(県道善野野西北野縁)沿に安置されている。仕上げ作風ともに縣氏の作品に決して劣るものではない。今井石よりも青味は少ないように見受けられる。

実物の台座には次のような銘文がある。

(右側面)「享和三癸亥八月吉日」



大山市栗田原新田・馬頭観音像

(正面)「栗田原新田

左志のき道」

(左側面)「田中氏繁昌」

注文の通り光背を含む像高は六十二センチ、台座高三十二センチを有する。実物を見る限り室原石工とは判明しないから、うっかりすればこれも鶴沼石製の縣氏による作品に含められてしまう恐れがある。そうしたことから、石工

の名が刻まれていないのに、推定のみで我々が作者を決めつけることは問題なのである。それを心得た上であえて記せば、安永二年の馬頭観音(大山安戸・旧八百屋前丁字路)、天明四年の如意輪観音(大山安戸・公民館)は作風・顔立ちが全く栗田原のものと同じである。

なお室原の石切場は、地元で「石山」と呼ばれ、字三本松、通称オオムタという所で切り出され、また仕上げ加工がなされたらしく、多数の石の削りくずが散乱しているという。室原川の最上流部の東方に当る。石切場の西方、室原川の西側に古城山があり、可見六郎左衛門が居たという。古城山の南東側に妙智寺(臨済宗妙心寺派)があるが、この寺は石切場の方に在って江戸時代に移転してきたという。南北朝期の大型宝篋印塔(基礎と笠)、室町中期の塔一、同後期の塔二(基分など)がある。古城山の北東、川の東には福生寺がある(中世の遺品は見られない)。なお、坂氏が指摘したように、濃尾平野東部には、室原石系と思われる中世石造文化財を多く見かけるし、近世のものも、扶桑町・大口町・江南市にかけて広く分布しているので、今後の研究に期待したい。

関の石工

4. 近隣の石工

関の吉田観音(新長谷寺)に寛文八年(一六六八)の手洗鉢(水船)がある。良く加工されているものの、石材が軟かい為か、ヘガレ現象が起こっていて、関付近の石材を利用した関近辺の

石工の手になるものと思われる。かなり時代が降って、文政十一年の高遠石工・守屋貞治の旅日記によれば、稲口村に儀兵衛が居り、長良川北岸の池尻村（関市池尻）には忠蔵が居たとある。稲口村の石工の作例は、関市の国道二四八号線沿、関所跡にある金比羅神社に鳥居と常夜灯がある（ともに喜右衛門の作）。

関市金比羅社・鳥居銘文

「奉納、願主大坂、和泉屋嘉平治、山本屋久兵衛、

世話人当所、一文字屋出店

文化十満二乙亥〇年之九月朔、

石工、稲口村喜右衛門藤原政次

この文化十二年の作品に名を残している喜右衛門は、儀兵衛の先代であろうか。これらの作品の石材は鶴沼石と比べて大差ない材質であるが、鶴沼からけわしい峠越えで運んだとは考えがたく、稲口村内又はその近くから産出した石材を使っているものと思われる。

またこれよりも二十一年前の寛政六年九月に野口喜右衛門正次の作品がある。各務原市の西のはづれにある成清町の共同墓地にある阿弥陀仏立像二体がそれである。

その台石に次の銘文がある。

正面「寛政六甲寅九月 日

羽栗郡成清村」

左側面「石工嘉茂郡稲口村

野口喜右衛門丈正次」

なお向って左の阿弥陀仏の台座にのみ石工銘がある。造立当所から覆い屋根の下に在ったらしく、風化や変色がほとんどみられないので、石材の特色が良くわかる。鶴沼石同様に細いヒビが所々にみられるものの、一見して鶴沼石の特色である少しの青みがなく、黄土色に近い。やはり石工が当地へ来て鶴沼石を使っただけのものではなく、関の稲口村近辺の石材で加工したのち成清村へ運んだとするべきであろう。稲口村から成清へ至るには、関市の倉知から桐谷坂の峠を越えて須衛に至り、那加から三井を経て荷車に至る道と、稲口から勝山へ下って、勝山の川湊から木曾川を下って下中屋付近に至り、そこから陸路至近の成清に至るルートが考えられるが、今のところ運搬ルートの特定は困難である。作者の野口喜右衛門丈正次は、文化十二年の喜右衛門藤原政次と同一人物とするには、二十一年の時間差と正次・政次の名前の違いを考えると、無理ではなからうか。

岐阜の石工

岐阜市大門町の東別院に縣忠康が手洗鉢（水船）を納めた宝暦五年（一七五五）、岐阜中河原町の石工甚吉が伊奈波神社へ永代常夜燈を納めているのである（注1）。別に競争したわけでないから偶然の一致としか言いようがないが、奇遇といえるであろう。それより十五年前の元文五年（一七四〇）には、同じ中河原町の武兵衛が伊奈波神社の永代常夜燈を彫っている（注2）。

武兵衛と甚吉は同じ町内に住み、作品も十五年の差で、しかも常夜燈の作風は同じ系統のもので考えられるので父子の可能性が無くはない。なお中川原石工の作品は元文三年のものもある。

伊奈波神社撰社の吉備神社燈籠銘

奉寄附、石燈籠

尾州中嶋郡一宮願主宗真・善照

元文三年戊午三月吉日、

中川原石屋造之、

それから約百年を経た安政四年（一八五七）に、やはり中河原石工と思われる甚吉が伊奈波神社の常夜燈を造っており（注3）、その作風も百年前の甚吉・武兵衛の系統を引くものであるから、

中川原石工・甚吉家は、江戸時代に長らくの間作品を作りつづけていたものと思われる。常夜燈に関するかぎり台石の足と宝珠に特徴があり、一見すれば縣氏の作品と区別がつけられる。

なお、石材は、いづれも大なり小なりのヒビワレを生じ、また赤茶色のサビもよく出ているので、一見したところ鶴沼石と考えられるものである。しかし鶴沼石の原石を中河原へ運ぶとすれば、鶴沼から般積みして木曾川を下り、三川分流によって一旦海へ出るほどまで行つて、再び長良川を溯ることになるのであつて、實際的に困難なことである。むしろ関市の池尻あたりの原石を用いた可能性が大きく、中河原石工の使用石材については今後の研究に待ちたい。また中川原石工の技術継承については、「泉州石工縣氏の展開」の章を参照されたい。

（注1）伊奈波神社拝殿前石段下、右側（竿の刻銘）

正面 「永代常夜燈」

右側面 「宝暦五乙亥夏四月」

左側面 「願主岐阜中河原町中」

背面 「石工 同町 甚吉」

（注2）伊奈波神社拝殿前石段下、左側（竿の刻銘）

正面 「永代常夜燈」

右側面 「願主岐阜中河原町中」

4. 近隣の石工



長野県高遠町・建福寺地蔵

「夫より名古屋へ差趣、石工店を見廻り石のせんさくいたし、此間犬山十五日泊りいたや百三十貳文、夫より濃州うぬま宿石屋半右衛門殿子細に尋ね行、寔ニ而様子承り、稲口村石工儀兵衛殿へ趣、寔ニ而十六日一宿いたし、則儀兵衛殿御世話ニ而池尻村石工正參、彼是注文いたし、

此所ニ而地藏尊山取いたし、則手金として金子巻兩相渡ス、伊奈口村(関市)儀兵衛殿方ニ泊りニ而、則貳人ニ而四泊り御世話しろ共御礼として南鏡老斤進上いたし候、同月十八日ニ池尻村石工忠藏方へ引越、其日より一日老発宛宿払、六月十八日ニ石山池尻村米香洞(よねがほら)といふ山ニ而地藏尊取出し、池尻村より桑名迄十

「出船をすれど敷の支度なく

くはずに渡る二十五里を

阿くびしながら」

信州高遠の名工守屋貞治は上諏訪の温泉寺住職願王和尚に懇請され、伊勢国河崎の宝珠院の地藏尊彫造のため文政十一年三月四日、信州高遠をあとにし、十二日後、伊勢の河崎に着く。お伊勢参りの後、石材を述めて探索するも伊勢に良質の石材が見当らず名古屋、三河の石工を訪ねて情報を探り、四月十五日犬山へ入り縣半右衛門を訪ねる。

貞治の旅日記のうち「地藏尊山割儀文」に「四月十四日三筋コロモ江趣尾張名古屋へ海上二十四五里伊勢河崎宝珠院より出船ニ而宮宿迄渡海則宮宿山崎屋一泊百六拾文」

守屋貞治と半右衛門正好の出会い

左側面「元文五庚申春正月」

背面「石工 同町 武兵衛」

(注3)結婚式場前石橋東、常夜燈、左右一対刻銘、(竿)

正面「常夜燈」

左側面「上竹屋町」

右側面「文政四年辛巳九月」

背面「石工甚吉」

八里、川船ニ而積下し桑名より河崎迄ハ貳拾里、都合三十八里、則米香洞といふ岩窟より地藏尊御出現ニ侍傳る」とある。「石仏師守屋貞治」著作高遠町誌編纂委員会。

この日記で注目することは守屋貞治が縣半右衛門を訪ねながら良質の鵜沼石を採石せず遠く岡市池尻の石工忠藏を訪ね米香洞の石を切出したことに疑問がのこる。貞治が用いる石材は主に高遠の青石と呼ばれる閃緑岩または輝石安山岩である。

高遠の建福寺境内に遺存する地藏菩薩座像は閃緑岩を用い、研磨された面相は光彩を放ち崇高感に満ち迫真の秀作である。数々の貞治の遺作を鑑みるとき緑黒色の鵜沼石（水成岩）は氣に入らなかったのだろうか。それとも縣家が独占する石山の切出しを拒んだのだろうか。いずれにしても粒子の細密な硬度の高い細部手法の彫技に適した高遠の青石に近似の石材を選んだものと考えられる。

文政十一年四月十六日貞治を関市の池尻に案内した半右衛門は系譜上、正好である。

正好はこの時二十五才の若者で、六十四才の大先輩守屋貞治から幾多の教えを受け多大の情報を得たものと考えられる。

「正好」の銘を刻む遺品は未だ発見されていないが、次代の半右衛門在正の作風は如意輪型（輪王座）を特異とする彫造である。これは守屋貞治が最も得意とした任羅陀山地藏（如意輪型）の彫技の影響が色濃く反映したものと推考する。

五、縣氏の世界

太部古神社の石燈籠

加茂郡川辺町中川辺

中川辺の太部古神社境内に遺存するこの燈籠は鵜沼石を用いる六角型（春日型）の燈籠である。形態は六角の基礎上端に複弁の反花を大きく深い彫りに施し、竹節状の竿部を立てる。中台は分厚く異様に大きいその下端に単弁の請花を彫出し、火袋は笠や中台に比して小さく、この時代の特徴を示す気字に乏しい造りである。笠は照り起りの屋根に量感過多の獸手を刻出。宝珠は半円の図形を造り、頂部の先端が著しく尖る江戸期の典型を成している。竿部の下方に「天和三癸亥歲（一六八三）九月廿五日 泉州住縣五兵衛橋氏忠正」の刻銘が薬研彫りされている。

縣家の系譜に縣五兵衛橋忠正の名はなく、釈然としないが考査すると、まず初代の縣勘太夫忠正の名が見え、三代成郷、四代忠康はともに佐五兵衛とある。橋の氏名は家系譜に全く記載がなく、四代忠康と六代陸正の遺品にその名を見る。この燈籠に刻む「泉州住」の銘に疑問がのこる。

〔文政十一年（一八一四）、御普請方御役所に差出した古文書に明暦二年（一六五六）、泉州日根

5. 縣氏の作品

県道沿いの共同墓地にひときわ目立つ、舟形光背に來迎印を結ぶ阿彌陀如來の立像を浮き彫りする全高一八五センチの雄姿がある。
この像容は整然とした形式の伝統を受継ぎ、背面に「元禄八亥稔仲春十五日、雕石像泉州住縣與右門」と刻んでいる。

爰山墓地の阿彌陀如來立像

江南市藤町

また橋の氏名を刻していることや、初代勘太夫忠正、三代佐五兵衛成郷の名字から推して縣平右衛門家の一族と考えられる石匠である。

同族に違いないと推察するが系譜の中に全く現れない石匠である。

縣家の系譜の出典時は判然としないが幕末から明治初期と推考され、系譜のみに頼る姿勢に問題もあるが記載洩れも幾分あるのではなからうか。四代忠康以降暦代の半右衛門は犬山藩の御用をつとめ、金看板を掲げての石切りは絶対的有利な条件にあり、泉州石工などと称する必要があるが、三代左五衛成郷と同時期に活躍した「泉州住縣與右門」、二代好右衛門忠成と同世代の「泉州住縣五兵衛橋忠正」は藩の御用を仰付かる以前の石工であり、泉州石工の名を誇をもつて刻出したとしても不思議はない。



川辺町・太郎古神社 燈籠

る石土工芸の先進地泉州は石工にとって大きな看板であり、またプライドでもあった。

他国に於ける旅稼ぎは厳しい条件下にあり、定住したとは言え精神的に大きな支えとなっていたことは言うまでもない。

後述の縣猪兵衛良安は竹鼻町の八劍神社燈籠に「尾州御用御石工、濃州各務郡鵜沼村」と刻み、縣家

郡黒田村（大阪府泉南郡阪南町黒田）から鵜沼村に罷越すとあり、燈籠の造立時、天和三年は既に鵜沼村の住人と云うことになる。二十七年も経過した後に泉州住と書刻するのは論外と言うほかない。しかしそうとばかり言えない。恵那郡川上村一色平に定住した三宅六兵衛は正徳元年（一七一）に來濃以來七年後の享保三年の遺作に「泉州日根郡鳥取庄石田村石工」と刻み、泉州堺町から土岐郡山之内村（瑞浪市山野内町）へ元文二年（一七三七）に移住した市保伊右門は二十五年後の宝暦十二年になって漸く山之内村石工と刻む様になる。この様な事例からみて伝統を誇



江南市・炭山墓地の阿弥陀如来

縣家の系譜に与右衛門の名は見えないが、六代目陸正が御普請方御役所に差出した古文書の控に「伴与右衛門、元禄之始、犬山中切村へ石店を出シ」と記され、与右衛門の実在を窺い知ることができさる。

『日本の石仏』八号「石工縣一族のこと」には三代佐右衛門の伴与右衛門は四代範右衛門忠康と同視され、元禄の始め犬山住人となる旨記載されているが、犬山市専念寺の過去帳によれば、忠康は明和元年（一七六四）九月六日没しており、逆算すると元禄の初めは七十余年前となる。忠康は生まれる前か生まれていても幼児と推察され、とても犬山中切村に石店を出すことはできないことが容易に理解できる。以上のことから推考し、与右衛門は四代範右衛門忠康と同一人物ではなく三代目かあるいは忠康の親に相当する人物と言うことになる。

この阿弥陀如来立像は前述の如く元禄八年の造立になり、与右衛門が犬山中切村に石店を出して間もない時期の遺作と考えられる。今のところ、与右衛門の遺品はこの阿弥陀像が唯一であり、今後の調査に期待する。

竹鼻別院の石燈籠

羽島市竹々鼻

豪壮な山門を湛ると広い境内は深閑とした佇まいをみせ、本堂の入母屋造りの大屋根が偉観を呈している。境内の中央左に県指定天然記念物のフジの古木（樹令二五〇年以上と推定される）の前に六角型（春日型）石燈籠が建ち、本堂への敷石を挟んで相對する二基の石燈籠が遺存している。

本堂に向けて左側の燈籠の竿部下方に「寛延元戊辰十一月廿三日、尾州犬山住人縣範右衛門忠康作之」とあり、古文書に記す石燈籠と合致の遺品と考えられる（注1）。

ここで一考を要するのは、「尾州犬山住人」の刻銘である。現在知見する半右衛門の遺品は「犬山御石工」則ち大山藩の御用石工を仰付かり、「御石工または御用石工」と刻銘する遺品の初見は四代範右衛門忠康が岐阜市東別院に彫造した手洗石の「宝曆五歲（一七五五）乙亥十一月日」の刻銘である。

5. 縣氏の作品

この石燈籠は「寛延元戊辰十一月廿三日尾州犬山住人」とあり、寛延元年（一七四八）までは

5. 蘇氏の作品

寛延元戊辰十一月廿三日
本堂に向って左側のもの

「尾州犬山住人

縣範右衛門忠康

形態 鵜沼石を用いるこの燈籠は最下に素地の石材を六角に造り、その上に基壇を二段積みとし、側面を木瓜風の輪郭に造る。基礎の上端に六弁の反花を彫出し、中間に小花（間弁）を刻出す。側面は菱格子に花模様を加えた花狭間を刻み、細部手法に優れた彫技を示す。竿部は中央と上下に節を造るが、竹節の如く盛り上った状態で、江戸時代の前期から普遍的な流行をみた形態手法である。中台は下端に基礎の反花と対応する六弁の請花を彫出し、側面の輪郭内に唐草文を配している。火袋はこの時代の作風としては大きく造り、献燈機能の十分な造りである。笠部は照り起りの形状に分厚い大きな敷手を彫出し、全体の構造は上に重く下に軽い感じを免がれない彫造である。

鎌倉期の遺例のように鋭利で豪健の趣きに欠けるが、江戸時代中期の遺品となると優品は極めて少く、羽島市内に遺存する六角型燈籠としては偉感を呈し優品である。

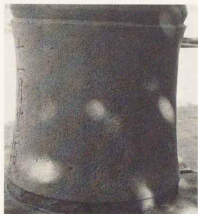
〔注一〕本堂に向って右側の燈籠の竿刻銘

釈尼智閑

「寛延元戊辰十一月廿三日」



羽島市・竹鼻別院の燈籠



同上石工銘部分

犬山藩の御用石工ではなかったことを示唆する重要な意味をもつ刻銘といわざるを得ない。

縣家系譜には八代正好、九代在正、十代範二の三名に付いては犬山御用石工として詳しく記載がある。しかしそれ以前の七代については石工に関する記載は見当らない。

今後の調査により、詳細に判明するとしても寛延元年以前は犬山藩との関りはあっても御用石工ではないことをこの石燈籠は証すものである。

地位と権威を象徴する大金看板を刻出しない筈はない。石切職人にとってこれ程の名誉は他に得られないことは衆知のとおりである。ただし地元鵜沼村内に彫刻する場合はさすが半右衛門も遠慮して「石工当村」と刻出する遺例がある。

5. 藤氏の作品



岐阜市・東別院の井戸枠と手洗鉢

れた良質の鵜沼石を用いるためか全く風化は認められず完好の遺品である。

「宝暦五歳乙亥十一月日 大山御石工縣範右衛門橋忠康」と書体も雄渾に深い葉研彫りは鋭利で

東別院の手洗鉢

岐阜市大門町

先代の与右衛門が中切村に石店を開業して五七年前後を経過し、細部手法に優れ、雄大な気宇を蔵する類例稀れな彫成技術が高く評価され、範右衛門忠康が縣家として初めて、大山藩の御用石工を賜ったことを示唆する重要な資料の井戸枠である。

樹木が繁茂する権現山に一步ふみ込めば先ほど迄の車の騒音は嘘の様な静けさである。

その腕に静寂な行まいを醸し出す東別院本堂前に安置する手洗石は頗る規模の大きい水鉢で、厳選さ

作之

寛延元年戊辰十一月廿三日

釈聖信

なお燈籠基礎の下にある台石三段のうち二段は鵜沼石以外の砂岩で、最下段はコンクリート製である。

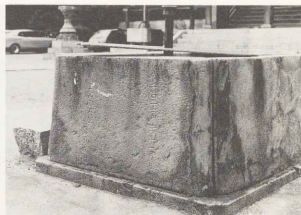
岐阜市東別院の井戸枠

岐阜市大門町

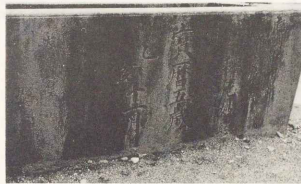
同寺の境内に石造の井戸枠が遺存し、側面に「宝暦二壬申年十一月日、大山御石屋縣半右門作」の刻銘がある。この記録は大山藩の御用石工として重要な意味を持つ。

四年前の寛延元年に羽島市竹鼻町竹鼻別院に彫成した二基の六角型石燈籠には「尾州大山住人縣範右衛門忠康作之」とあり、すくなくとも寛延元年迄は大山藩の御用石工ではないことが分る。四年後に彫造したこの井戸枠には「大山御石屋」と刻んでおり、御用を賜った時期は寛延元年（一七四八）十一月廿三日以後、宝暦二年（一七五二）十一月の間と断定できる。

この四年間の遺品は残念ながら発見できず詳細は掴めないが、「お石屋半右衛門」として活躍するのは四代範右衛門忠康が歿する十四、五年前のことである。



岐阜市・東別院の井戸枠



同上・手洗鉢

今にも飛び出さんばかりの高肉彫りは躍動感に満ち、写実性豊かな技術レベルの高さを如何なく発揮した秀技の遺品である。

美濃地方に遺存する石造の狛犬は桃山時代に盛行し、全国的に見ても優品の多いところと賞されている。安八郡神戸町神戸の日吉神社と同町下宮の日吉神社に天正五年（一五七七）、越前の笏

谷石を刻む同年号同形態の狛犬を存し、同町北一色の白鳥神社には小形ながら天正六年を刻出する遺例がある。また岐阜市の伊奈波神社、手力神社に桃山期の優品が遺存し、加茂郡七宗町の神淵神社に寛永二年、同町葉津の春日神社に寛文五年が知られ、寛永年期以前の遺品は室町中期以降の様式手法を踏襲するもので髪形は直線的なオーラルバック状に造り巻毛を刻まない様式である。天正期から江戸初期に至る県内の遺例は何連も越前の笏谷石を用いる彫造となり、狛犬に関しては越前石工の彫造と推考する。

江戸中期以後の泉州石工は頭髪に巻毛を刻み猛々しいつらがまえの表情を刻むものが多い。この手洗石に彫出する獅子ほど優れた遺例を見たことがなく、頼右衛門忠康の技術の高さに驚嘆する。

竹鼻大仏の延命地藏

羽島市竹鼻町上鍋屋町

5. 頼氏の作品

感がある。

佐吉大仏堂の境内右横の堂宇に祀る、仏高百八十六センチの延命地藏菩薩立像は濃尾三大地蔵の一つと称され、庶民の厚い信仰に支えられ、地域住民の心の安らぎの場として暮らしの中に密着して生きてきた。明治二十四年十月廿八日濃尾震災で倒壊し、首が折れ、また尊顔に損傷を受けてセメントによる修復が施されて、面相に著しい差異はないものの痛々しいお姿に一層の慈愛

ある。(犬山藩御用石工の銘を刻む最古の遺品)

長方形の水鉢の四隅を唐戸面風に作る手法は忠康の特異な彫技で、羽島市竹鼻町佐吉大仏前に遺存の四角型燈籠の竿部に同様の手法を用いる。前面に二頭の唐獅子が宙に舞う雄壮華麗の構図に配し、鬘と巻毛を一本一本彫出して繊細感に溢れ、

5. 縣氏の作品

田佐吉が施主となり造立された石仏は数多いという。
 縣範右衛門忠康と佐吉の関り合いは深く、仏佐吉に協力して彫造した石造物は数百に及ぶと言
 う。しかし記録のあるものは僅少で、確認された遺品は極めて少ない。同市足近町北宿の大恵寺
 に遺存する地藏と竹鼻町狐穴の合掌する地藏菩薩立像のいずれも形態、手法ともに近似し、造立
 時をみても範右衛門忠康と一見して解する彫技の優品が遺存する。
 (補記)

大恵寺の地藏立像はお堂の縁板が張られていて、台石の大半が床下である為に、銘文があるこ
 とはわかって判読できない。狐穴の地藏立像は、四方が格子の戸なので、次の銘文を判読でき
 る。狐穴の方は、佐吉大仏堂のものと全く同一と言うるほどに容貌などが似ている。また損傷も
 ほとんどみられない。

台石正面「一盞一礼、疾證菩提」

同右側面「宝曆十庚辰歲七月二十四日」

同左側面「澁州中島郡狐穴村、願主敬白」



羽島市・竹鼻大仏の地藏

縣家系譜の四代目に当る範右衛
 門忠康は卓越した彫技と細部手法
 に優れ、整然とした伝統を受継ぎ、
 精神的崇高感に満ちた彫造と個性
 豊かな技法は、比類のない独特の
 境地を開き、類例稀れな造形感覚
 を示す縣家石匠の頂点と云うべき
 石工である。

形態は、方形基壇に六弁を作る
 平面円形の諸花座(蓮座)を有し、

その単弁は忠康独自の手法を示し、肉付けに微妙な動きと生気がある。記録は基壇に刻まれてい
 るが、床板の下になり読解は無理である。羽島市教育委員会の調査によれば「宝曆七丁巳年十一
 月、日、願主佐吉、犬山御右師縣忠康」とあるという。

願主佐吉(元禄十四年生れ、寛政元年没)は「仏の佐吉」といわれ、「恩を忘れるな」の題で尋
 常小学修身書の巻三にのつた人。生涯をかけて「誠」の一字を具現した。その「誠」は親を大切
 にし、社会奉仕に土木をおこして郷土を益し、或いは不幸な人々を救済する温情の人である。永

針綱神社の鳥居基柱

大山市大字大山字北古券（丸の内）

鳥居は神社の参道、山、川など信仰の対象となる境外から境内の入口に立つ門を言う。

鳥居の起源については定説がなく、インドの仏舎利塔（ストゥーパ）の聖域を区画する塔門（トールナ）を起源とする説と、伊勢神宮の木造鳥居を「不葺御門」と呼び日本古来の伝承とする説

がある。

鳥居の語源は「鶏が止り居る横木」「人が通り入る門」などの説があり定かでない。

形式は多種多様で、およそ二十種類が知られている。全国各地に遺存する鳥居の種類は明神型鳥居を筆頭に神明型鳥居、伊勢型鳥居が普遍的な形式として建立されている。



大山市・針綱神社の鳥居基柱

針綱神社の基柱は木製鳥居の根部が腐敗しやすいため、石製の基部を作り恒久化を計ったものである。円柱の径から見て高さ四メートル前後の普通規模と推察しうる遺構である。

円柱上部を半裁し、柄穴を刻んで嵌込み式に造られている。現在は超大型の石鳥居に役目を譲り、基柱は邪魔にならない位置に移転し、保存されており歓喜に堪ない。

基柱の刻銘は「明和九壬辰秋八月、当所中切住右工藤佐右衛門正定 末孫同範右衛門陸正」とあり縣家の系譜に記されない。「正定」の名が見える。四代忠康が逝去して九年を経た五代佐右門康貞の時代の遺品である。俗名は屢々変わることもあり、康貞は佐右衛門正定と称したとも考えられる。また「当初（犬山）中切住」と刻み、元禄の始め中切村に本店した石店を継ぐ当主と推察され、康貞の弟、泉助、甚四郎とも推考仕難く正定、康貞は同一人物と考察する。

連名の範右衛門陸正は寛延元年（一七四八）に瀬戸赤津に生れ、十二、三才の頃、縣家へ養子入りし、六代目範右衛門陸正を称して数々の優品を遺した名工である。

（補注）

『犬山里語記』第一卷

産社（針綱神社）

5. 縣氏の作品
- 一、鳥居新造、今の鳥居「明和九年辰八月再建にて、銅にて包み、以前、木の朱鳥居なり、
 - 一、元禄十一戊寅、鳥居「御額かゝる、其文字「白山妙理権現、黄藥悦山筆也、

文永寺の十一面観音立像

江南市小仏

本堂前の築山に全高二四センチ、全巾八〇センチの頗る規模の大きな十一面観世音菩薩の立像が安置されている。

築山の全体に四国八十八ヶ所の各寺院の本尊になぞられて刻まれた小型の石仏群が所狭しと被い、その頂きに華麗な瑞雲を彫出する光背の十一面観音は、近寄り難く燦然と光彩を放つが如く



江南市・文永寺の十一面観音



同上・背面の銘文

尊像の背面に「大山御石工縣半右衛門、天明七末（一七八七）八月十八日」の刻銘がある。

天明七年は六代目の半右衛門陸正が四十才で最も円熟味を増した時期である。しかしこの十一面観音の構図はバランスに醜悪の感があり一見奇異にさえ見え、陸正の作とは思われない通俗的表現となる。細部手法に退歩も著しく、体軀に比して面貌は小さく、ために頭上の頂上仏や変化面は小型化し、簡略的な彫技にとどまり判然としない彫造である。衣文の彫りも浅く、股間の低い姿態は下に重く上に軽い下拙な彫で気魄に衰えを生じる。

歴代半右衛門の遺品はいずれも精神的崇高感にあふれ、理想的な仏像表現が多く、この尊像の様な氣宇に乏しい拙劣の遺品を未だ見たことがない。刻銘に縣半右衛門とのみ刻み俗名を記さないことも疑問が残る。

当時の陸正には多くの門弟があり、五年後の寛政三年、大山市栗田勝部の永泉寺に造立した大宝篋印塔に、源助、彦作、万藏、平藏、貞藏等の名が見え、門弟のうちの誰かが彫成したもの、出来映に納得できず俗名の刻出を憚つたのではないかと想像しうる遺品である。

永泉寺の大宝篋印塔

大山市栗田裏之門

栗田の名利永泉寺は入母屋の重層屋根を造る豪壮な本堂があり、閑静の中に偉観を呈し、他を

5. 縣氏作品



大山市・永泉寺の宝篋印塔（部分）

ればよい方である。
因みに小作人は年俵四、五兩取
人は高給取りである。

御役僧様」と記され、当時の様相を知る貴重な文書が現存する。
塔最下基壇の全巾は五尺七寸四方（一・七三メートル）、全高貳丈貳尺（六・六メートル）とある。惣金高の三拾五兩・銀拾四匁について考査すれば、寛政二年（一七九〇）の金が替は一兩につき銀六〇二〇文で、参拾五兩は貳拾匁萬七匁となる。銀が替は一兩に付き五拾六匁、十四匁は千五百五文となり合計貳拾匁萬貳百五文となる。これを米価に置き替えると、当時の米相場は一石当り銀五拾六匁、即ち金一兩で、三拾五石二斗五升の米が買えることになる。昭和六十年の自主流通米のやや上のクラスで一石六萬八千円、三拾五石二斗五升は貳百参拾九萬七千円となる。



大山市・永泉寺の宝篋印塔

半右衛門陸正が寛政元年八月に永泉寺の住職に差し出した見積書（設計図）は宝篋印塔の細部を図で現わし、逐一寸法と工賃を記載し、その後記に「惣金高合三拾五兩・銀拾四匁、右之積り書之通、入念下禮迄御文字下地切立出来可仕候、御勘考之上被仰付被下置候様奉願上候、西八月、鵜沼村石屋半右衛門、永泉寺

庄する迫真の堂宇である。
山門を潜った右方の境内に、全高およそ六、七メートル程の大寶篋印塔が聳えている。愛知県下に於いても最大級の規模と想定するこの大塔は、「寛政三辛亥年春正月」大山藩の御用石工縣半右衛門陸正が棟梁となり、縣佐右衛門、縣九十郎の他、門弟の源助、彦作、万藏、平藏、貞藏等の協力を得て完成したものである。

塔の形態は切刻ぎの石積み上に二段積みの基壇を設け、その上に反花座、敷茄子、諸花座と組合せ、上端に蓮弁複輪の反花を刻む基礎を置く。基礎の四方側面に金剛界の四方仏の絵像である、阿闍・宝生・阿弥陀・不空成就の各如来を高肉彫りに施す。像容は写実を踏まえた理想的な仏像表現で、精緻にして雄渾。その彫技は見事と言う他ない。若干惜しまれるのは、塔身に刻む四方仏種子(梵字)の諸座に蓮弁を造らず雲座とした様式手法で時代の流れを感じさせざる。

(補記)

くりかえすが、この塔は、寛政三年の陸正による作品であるが、宝篋印塔が造立されている永泉寺に、一年半前の寛政元年八月の鶴沼村半右衛門による見積書がのこされている点で学術的価値が大変高いものである。

見積書の内容は後掲のとおりで運賃共の総金額は三十五両と銀十四匁である。今日の金額では前述のように、二百四十万円にも相当する大金であって、これを見た寺側では檀信徒の寄付を募ったであろうが、完成までに一年半を要したのは、製作のみでなくて寄付金集めに大半の時間が費されたものと思う。製作に要する時間は、室原石工又右衛門が享和三年に栗田原の馬頭観音を約一ヶ月で仕上げているので、門弟五人と子息の佐右衛門(正房心)・九十郎とで手分けして行えばかなり早く仕上げることが出来るのではなからうか。

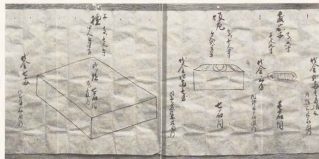
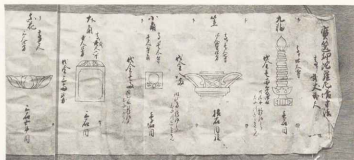
宝篋印塔各部の呼称は、見積書で九輪・笠・小角・大角・真花・敷茄子・坂花・上檀・下檀と

いつている。現在の石造美術用語では若干異なり、九輪を相輪、小角は塔身、大角は基礎、真花は諸花、坂花は反花と呼んでいて、かなり異なる。笠・敷茄子は今日も用いる用語である。

中世(南北朝・室町)の宝篋印塔では、基礎(坂花)の上に基礎(大角)が乗り、塔身(小角)・笠・相輪(九輪)という順に五石から成るのが一般的で、多くの場合基礎は単なる敷石の場合が多い。そして名の如く塔身を最も中心と考えるべきであるが、時代は降って寛政年間までくると、基礎(大角)の方が重視されるような観があり、銘文も基礎(坂花)に刻むようになっていく。笠の隅飾り(馬耳型突起)は垂直や斜め上が中世の様式であったが、もはや壮大・華麗の風潮に押されて水平張り出しに近くなっている。下から見上げなければならない大型のこの塔の場合、実に立派に広がって見えるのである。しかし関東方面やその方面の石工によった当地方の塔(たとえば可児市室原の福生寺塔(宝永八)や犬山市犬山愛宕町の愛宕神社塔(正徳三)の場合)は隅飾りが垂直で小さく華麗な感じはない。

永泉寺の見積書で今一つの新知見は、各部材の下に原石の量(ボリューム)が記されていることである。たとえば九輪の場合一石目であるが、それは長さ六尺×三尺角の石材を一石目とする、その角材から仕上げるということになるだろう。笠は隅飾りが大きく四方に開いているので十石目程の石を使用しなければならぬといひ、下檀は四個の石で計十二石目を要するという。下檀が六両二分に対して笠は八両を要するというのは、細工の難易によるものと思われる。

5. 頼氏の作品



犬山・永泉寺 宝篋印塔見積書

寛政元年八月、宝篋印塔見積書

(犬山市栗田永泉寺藏)

宝篋印陀羅尼塔寸法

高・式丈式尺

高・四尺五寸

九輪

(図省略) 卷石目

代金老兩二分、四匁

同四匁 鶴沼より犬山川迄之足ちん

高・卷尺七寸

笠

四尺三寸四方 (図省略) 拾石目程

代金八匁、内式分、鶴沼より犬山川迄足ちん

小角

高・卷尺三寸

(図省略) 卷石目

卷尺三寸角

代金老兩、内三匁、鶴沼より犬山へのちん

大角

高・式尺六寸

(図省略) 三石目

式尺四方

代金三兩式分

真花 高、壹尺 (國省略) 三石五斗目
三尺四方

代金貳兩壹分拾匁
内拾三匁右同断

敷茄子 高、六寸 (國省略) 壹石目
壹尺九寸

代金三分、内貳匁右同断

坂花 高、壹尺四寸 (國省略) 七石目
三尺貳寸四分

代金四兩壹分

内壹分貳匁、右同断

上壇 高、壹尺三寸 (國省略) 式ッ繼
四尺三寸四分

代金七兩、内三分、右同断
高壹尺五寸

下壇 (國省略) 拾式石目

五尺七寸四分

代金六兩貳分

惣金高

合三拾五兩、銀拾四匁、

右之積り書之通、入念下壇迄、御文字下地切立出来可仕候、御勘考之上、被仰付被下置候様、
奉願上候、

西八月

鵜沼村石屋

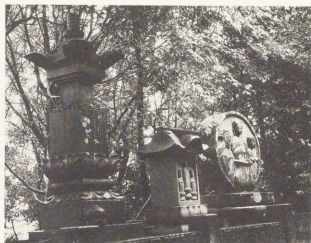
半右衛門

永泉寺
御役僧様

進禄寺の石造物群

各務原市蘇原吉新町

5. 蘇氏の作品
蘇原の吉兵衛新田の開発に献身的に力を注いだ豪農佐々木吉兵衛源親綱が、五穀豊饒を祈願して、寛政四年(一七九二)三月に進禄寺境内に儒教の孔子三尊碑・善光寺三尊・宝篋印塔の三基を同時に建立したものである。ともに「大山御用石工縣範右衛門陸正」とあり、系譜のうえからは六代目に相当し、瀬戸市の赤津から縣家へ養子入し、寛政十年九月廿三日五十一才で他界した



各務原市・道祿寺 石造物群

名工である。

三基が並立する右端は八角の基壇上に三脚（猫足型）のある平面円形の盤を造り、薄い円盤を重ねて基礎とし、正円の輪光に輪郭を巻き三尊を浮き彫りする。その形態は他に類例を見ないため然然としなが、正面脚に「儒」の文字を葉研彫りしており儒教の孔子、孟子、荀子を三尊様式に彫出したものと推考する。

中央の石祠は善光寺如来の一光三尊形式を刻んでいる。阿弥陀信仰と浄土教が盛行するにつれて、長野善光寺に安置された三国伝来の弥陀三尊の信仰が普及し、「善光寺式阿弥陀如来」と呼ぶ三尊様式の模刻が多く彫刻されるようになる。

この石祠は方形基壇に数茄子をはさんで反花座と請花座を組み合せ、その上に入母屋造りの正面に大きな軒唐破風を彫出し、軸部の正面を額状の輪郭に造り、三尊を厚肉に刻んでいる。中尊は施無畏、与願印を結ぶ阿弥陀如来、向って右観音菩薩、左に勢至菩薩を脇侍とする様式である。

善光寺式三尊の異点は普通、観音は蓮花を持物とし、勢至菩薩は宝瓶または二臂合掌印を造るが、善光寺三尊の脇侍は胸前に宝珠を両手で持つ形態に造られている。また三尊の請花座を造らず、白形の請座を造ることに特色が見られる。

左端の宝篋印塔は泉州石工が最も得意とする様式手法の形態である。

美濃地方に於ける江戸時代の宝篋印塔は泉州系の形態が圧倒的に多く造立され、関東地方に見る細長い装飾形の宝篋印塔は木曾谷、伊那谷地方にまで流布するものの東濃地方とその以西に影響は見られない。但し江戸前期の遺品には細部手法において若干関東式の手法を採り入れたものが遺存し、隅飾の様式に顕著なものを見る。しかし中濃・東濃の遺例は、一般的に泉州系の石工による形式の宝篋印塔が彫造されている。また江戸中期以降、信州の高遠石工が好んで彫造した宝塔形の「宝篋塔」もこの地方に見られず泉州石工一色の様相を呈している。

（補記）

この寛政四年（一七九二）三月の縣陸正の作品三点の刻銘は長文なので省略し、石工の部分のみを紹介する。

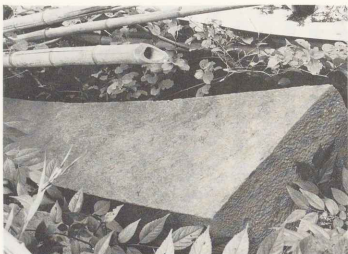
（孔子三尊像）大山御石工、縣範右衛門橋陸正

門人 板津万蔵

鈴木右衛門

5. 縣氏の作品

5. 縣氏の作品



江南市・北野天神社 鳥居

境外と境内を分つ門として雄健な姿を見せていたであろうこの鳥居は、濃尾地震の際多大の被害を受けた。その後、笠木が落ちて崩壊し、現在の鳥居に立て替えたことを古老は語る。崩壊した鳥居の残欠は本殿の裏口に柱のみを門として転用して建てられ、笠木と貫の部分は裏口の玉垣ぞいに横たえてある。

刻銘は鳥木の側面に刻まれているが書体は小さく彫りも浅いため、崩壊以前の読解は無理である。鳥居の刻銘は普通、柱に刻むことが多く、鳥木の側面に刻む遺例は珍しい存在と云えよう。信州高速石工の造立する鳥居の刻銘は泉州系と若干異なり、鳥木の裏面に彫出することが多く、仰向きになれば読みとることの出来る場所に刻んでいる。

この鳥居は縣家の七代目佐右衛門正房が二十一歳の時に彫造したもので、享和元西九月吉日 犬山御石工縣半右衛門正房の刻銘を薬研彫りする。

鳥居の形態は残欠で資料に欠け判然としない部分

(善光寺如来像) 犬山御石工、縣範右衛門陸正

門人 板津万歳

(宝篋印塔) 犬山御石工

鶴沼之住、縣範右衛門

同 門弟中

なおまた進禄寺には次のような石造文化財があり、これらは鶴沼石製であるので、縣氏歴代による作品の可能性は高い。

石燈籠 安永五年(一七七六)二月(参道入口、左右)

〃 享和三年(一八〇三)三月(本堂前、左右)

石鳥居 享和二年(一八〇二)三月(本堂裏)

石燈籠 寛政四年(一七九二)六月(〃)

北野天神社の石鳥居

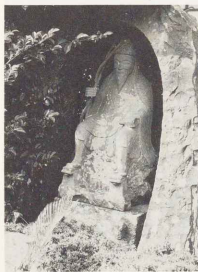
江南市北野

江南駅に程近い北野天神社は、市街中の神社とは思えぬ森蔽の佇まいでその神域は静閑そのものである。

5. 縣氏の作品



各務原市・玉泉院 役行者



扶桑町・東禅寺 役行者

仕したと云う夫婦の前鬼と後鬼をそれぞれ半肉彫りし、向って右方の斧を持つ男が前鬼、左方の水瓶を持つ女が後鬼である。この様に夫婦の鬼を刻出する役行者像は室町時代の後期に見るが、東濃地方には類例がなくさすがに御石屋半右衛門、情報収集と鏡軌の習得に怠りがない。行者像は二枚歯の高下駄をはき、岩座に悠然と腰を下す倚座の像を刻出し、右手錫杖、左手に経巻を握る像容で面相は頬がこけ目が落ちこんだ苦行の相を彫出。衣文の彫りは浅薄で全体に虚弱さが目立つ遺品である。

方形基台の左側面に「文化十二年七月 石工当村縣佐右衛門正房」の刻銘がある。しかしこの遺品からは気魄と生氣を感じず細部手法に拙劣さが目立ち、門人達の製作になる遺品ではないか

もあるが笠木の様式を見ればきり明神型の鳥居と断定できる。笠木の両端に向って次第に厚くなる反増しの手法を採り笠木の棟を凌状に造る極めて丁寧な作りの鳥居である。

玉泉院の役行者

各務原市鶴沼羽場町

鶴沼羽場町の天王山の麓に愛宕神社の別当（神仏習合説に基づいて神社に設けられた神宮寺）玉泉院の境内に石窟龕を構築し、奥まったところに役行者の丸彫倚像を設置する。

各務野を見おろす高台の景勝地に建立した玉泉院は美濃国に活躍した修験者を総括する元締を勤めた由緒ある寺院であった。

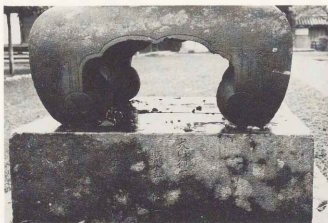
修験道の祖、役行者は正式名を役小角、または役優婆塞と呼び半僧半俗の私度僧を言い奈良時代の七世紀後半に山岳を舞台として活躍した呪術者で、舒明天皇（六三四）、大和国葛城郡茅原に生れたという。若くして仏典をきわめ、学文を修めて熊野山や生駒山に於いて修行をかされ、三十二才頃葛城山にこもり孔雀明王を祀って草衣木食し、苦行三十年、神通力を感得して神験を現し、いろいろな奇跡を行なったといわれている。

修験道は山岳における修行を通じて超自然的、靈的能力を獲得し、民衆のあらゆる要望をみたす。で呪術的な色彩の強い宗教と言える。この役行者像の形態は方形の基台の前面に役行者に奉

5. 縣氏の作品



江南市・曼陀羅寺 燈籠



同上・台石の石工銘

美濃地方に於いては享保年間（一七二六）の始めに造立の遺例を知見するが、基壇は一段ないし二段で背が低く、竿部は方柱状の中央がやぶくびれる弧状線を描き、長い竿部を基とする造りとなる。元文年間以後次第に湾曲線が強まり竿の丈は短くなり撥型状を呈し、宮前型燈籠の完成をみる。恵那、瑞浪地方に於いては撥型以前に徳利状をなす変遷が見られ一地方色となっている。竿部が短くなると基壇は三段ないし五段と高く積まれ、偉感の造立が際立って多くなる。

と推考する。

（補記）

愛知県丹羽郡扶桑町山那の東禅寺にある役行者は、石籠内に在るために紀年銘などの確認が出来ないが、玉泉院の役行者と極似た作風である。幾分太り気味の感があり、高下駄の二枚歯が彫出されていないなどの相違点があるものの、同じ鶴沼石を用いているから、縣正房かその門弟の手になるものではないかと考えられる。

曼陀羅寺の石燈籠

江南市前飛保町

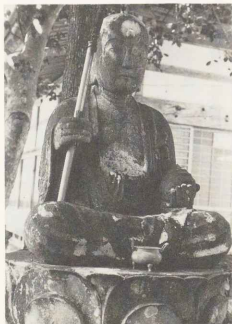
ふじて名高い江南の名刹、曼陀羅寺は広い境内の両脇と後方に堂宇が建ち並び一大伽藍の様相を呈している。

檜皮葺の本堂前に一对の宮前型燈籠（常夜燈）が幽境の地に悠揚として溶込み詩情がある。

深閑とした佇まいにこの型の燈籠が奇観なく調和し違和感を抱かせないのはそれ程の力作と云う他ない。「文政七甲申（一八二四）大山御石工縣半右衛門正房」とあり正房晩年の作である。

宮前型燈籠は方柱を有する四角型燈籠（奈良の春日大社の御間型）が発展したもので、江戸前期後葉に形式が整備され、元禄中期以降、神社仏閣に多数奉獻される様になる。

5. 縣氏の作品



七宗町・龍門寺の地藏

門正房作」と刻む。
形態は方形基礎の上端に複輪と言うより重弁の反花を彫出し、平面円形の敷茄子を挟んで蓮座（請花座）を握えている。基礎の反花と同様の手法を用いて対応する形態となる。
地藏尊は「内に菩薩を秘し、外に比丘の相を現し、千葉の蓮華座に安住す」とあり、頭をまるめた剃髮姿、眉間に白毫を彫出し、長い三日月眉に下目を作り引き締った口もとを柔和で慈愛に満ちた尊顔である。



同上・台座背面の鏡文

中台は下端に請花を彫出し、側面に格狭間を作る本来の様式である。然しこの頃の中台は退歩の著しい手法となり、中台の下端は線形に造り、側面は素地のものが多く、稀れに花文様又は木瓜風を刻む簡略的な造りとなる。火袋は照明度を増すため、四隅に細い柱のみを残す実用型。この時期の笠は軒反の強い反増しを作るものが通例である。正房作のこの燈籠の軒先きは真反りを造り、軒端の厚もを程よく上下端の反りが対応する古様を示す。最上部の宝珠は先端が尖り江戸期を象徴する彫造はいたしかたがない。請花は欠け落ちたのか見当らず惜しまれるが、部分に伝統的な彫技を示す好例である。

龍門寺の延命地藏

加茂郡七宗町神瀨寺

深い緑の山々に囲まれた神瀨山龍門寺は加茂郡七宗町神瀨にある。美濃国禪寺の古刹として知られ、鎌倉時代の後期、延慶元年（一三〇八）の創建である。

中国の宋から帰化した高僧一山一寧国師によって開創した寺で、現在は臨済宗妙心寺派。

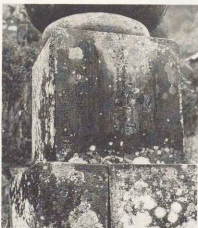
龍門寺は土岐氏ゆかりの名刹で美濃国の守護職初代土岐頼貞公の木像が遺存することで有名である。

本堂の左横前に安座する延命地藏座像に「文政八年（一八二五）七月 大山御用石工縣半右衛

5. 縣氏の作品



御嵩町・岩仙寺の地藏



同上台座背面銘文

六道に迷う亡者の救済を考えている姿と解される思惟相は、如意輪観音の形を取り入れたものである。地藏、六地藏の形態に正規の儀軌はなく、江戸中期以降自由奔放の様式を造頭する様になる。

思惟形輪王座の形式を特異とした高遠石工の守屋貞治は、「イサノ法羅陀山地蔵」として数多くの優品を遺している。法羅陀山とは仏教で言う七金山の一つで、須弥山に近い山で地藏菩薩の住所という。右膝を立て右臂を托し、頬に手を当て左手に宝珠を持つ像容に作るが、半右衛門在正作の形態は左手に錫杖を持つ形式であり、法羅陀山地蔵とは若干異なる様式である。この様な輪王座の思惟相を造る地藏は文化文政年間以降、逐次造頭されている。

四代忠康の厳しい面相と異なり、温雅にして庶民性豊かな面貌は微妙な諧調を生み出し、氣息を蔵する理想的仏像表現で崇高の趣きを感じる彫造である。

岩仙寺の地藏菩薩
可児郡御嵩町上之郷宿

中仙道の中街道、上之郷宿に程近い長松山岩仙寺は妙心寺派の南山朴庵禪師の開創。二世千山は仏像彫刻に非凡な才能を示し、岩仙寺に祀る聖観音及び可児市大森の海印寺の本尊の聖観音菩薩を彫造したという。岩仙寺は可児市久々利の東禪寺の末寺で、久々利村家の十二代木曾仲重公の菩提寺、光華院なりと「上之郷村誌」に載せる。

山門へ登る石段の左脇に「安政四年巳春大山御用石工縣半右衛門在正」と刻む思惟形の地藏菩薩が安置されている。

縣家系譜に半右衛門在正は九代正道とある。尾州春日井郡赤津村（瀬戸市赤津町）藤井浅七の三男で、八代正好の養子となり、松兵衛正道を改め半右衛門正道と称し、犬山藩の御用石工として苗字を許され、二人扶持を賜る名工である。しかし現今までの調査では「正道」の名を刻む遺品は見当らずに正と刻んでいる。各務原市おがせ町の薬王院に存する宝鏡印塔にも半右衛門在正の刻銘を見る。

可児郡兼山町の森氏の菩提寺・可成寺前と、御嵩町古屋敷など各地に遺存し、江戸時代後期に流行した様式手法と云える。

葉王院宝篋印塔

各務原市各務おがせ町



各務原市・葉王院の宝篋印塔

宝篋印塔は中国の呉越王銭弘叔が延命祈願のためインドのアショカ王塔の故事にならい、顕徳二年（九五五）八万四千の金銅塔を作り、塔の内部に宝篋印陀羅經を納めて諸国に頒布したことに由来する。同経の説くところによると、「人は宝篋印陀羅經を書写して塔中に納経すれば、この塔は一切如来の金剛蔵の卒塔婆となり、塔に一香一華を供えて禮拜し供養すれば八十億却生死重罪が消滅し、生きている間は災害から免がれ、

死後は極楽に往生する」とその功德が説かれている。

銭弘叔が頒布した金銅塔は我が国に数基が伝来し、京都府相楽郡和束町の金胎寺をはじめとする六基の現存が知られている。平安時代の後期、銭弘叔塔にならい木製の塔や泥塔が極めて簡略化された形で彫成され、金泥塔、榎塔などと呼ばれている。

石造の宝篋印塔は鎌倉中期以降、榎塔を祖形とする簡略形の形式及び銭弘叔の金銅塔の形式を攝取する装飾形の二系統によって発展し、後期になって形式的な完成をみたものと推考されている。一旦定形化する諸種の異形がパリエーションとして生れ、多層宝篋印塔（二重式、三重式）・混合式宝篋印塔（塔身球形宝篋印塔）・光背板碑形宝篋印塔・装飾形宝篋印塔・宝篋塔など多岐に亘る形式の彫造が行われている。

葉王院の宝篋印塔は、泉州系の形式を彫出する典型で、「又久第二壬戌春王三月吉辰、大山御用石工縣半右衛門在正（花押）」の刻銘がある。基礎の正面に「大乗妙典」と深く刻み、説誦塔又は納経塔と推察する。

5. 藤氏の作品

塔身には普通金剛界の四方仏種子（東、阿闍梨、南、宝生）・香アタ（北、不空成就）の梵字を隔刻している。但し正面に浮き彫りするタラークの梵字「イ」の体文に、「イ」を切り継ぎ、長音符の「」を添えて「イ」となる。しかしこの梵字は荘厳点を付加して「イ」となりタラークとでも読むのだろうか。金剛幢の種子はタランで荘厳

点を添えるが、タラークに荘殿点を付書する梵字は見当らず装飾的色彩の濃い種子である。

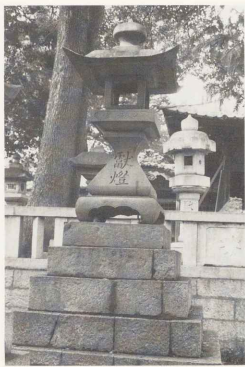
八剣神社の宮前型燈籠

羽島市竹鼻町

竹鼻町の八剣神社の祭礼は、各町で所有する十三台の桐欄豪華な山車を曳行する。この山車はカラクリを主体とする名古屋と犬山の系列下にあることが知られている。

日本武尊を祭神とするこの八剣神社は、天正九年当時の竹鼻城主不破源六郎が、須賀元宮地内より遷宮したことを伝えている。

伝統産業の織物が盛行し、神社の境内には夥しい数の石燈籠が寄進されて江戸時代の繁栄を物語る。この常夜燈も、織仲間十数名の刻銘があり、鶴沼村の縣石店に建立を依頼したものである。



羽島市竹鼻町八剣神社（燈籠）

一对の燈籠のうち、本殿に向って左側の猫足台の下の基礎に「尾州御用石工、澁州各務郡鶴沼村、縣猪兵衛良安」□とある。造立時銘（紀年銘）は機型の竿部に「文久四年正月」と深い鋭利な薬研彫りに施している。

猪兵衛良安の名は縣系譜に見当らず判然としないが、この燈籠の造立時を考査して、七代半右衛門正好（嘉永五年四月廿三日没）と同時代からその後の八代半右衛門在正（正道）と同時期に活躍した名工で「尾州御用石工」と名乗ることから縣一族の石匠に間違いないと考えられる。今日現在の調査で、猪兵衛良安の遺作はこの宮前型の常夜燈以外に確認していないが、今後の調査如何では相当数の遺品が発見されると確信してやまない。

徳授寺の三十三所観音

大山市犬山市兩古券（外町）

赤門寺の愛称で親しまれた徳授寺は犬山市外町にある。この地域に稀少の朱塗りの山門は寺域を荘厳し、訪れる参拝者を敬虔にする幽邃の趣がある。この寺は臨済宗妙心派に属し、文明八年（室町中期）の創建と推考され、開山は織田氏とゆかりの深い柏庭宗松である。

本堂左前の築山に全高二八センチ、全巾九六センチと頗る規模の大きい如意輪観音は西園三十三所の一番礼所（那智の青岸渡寺）の本尊如意輪観音菩薩になぞらえて造立。

5. 縣氏の作品



大山市・徳授寺の如意輪

光背の裏に「明治廿一年五月
縣範二彫刻」とある。他の三十一
軀は普通一般に見る大きさと、一
番の如意輪観音と後述の縣範一作
の十一面観音とが偉感を誇ってい
る。形態は方形の基壇上に平面円
形の敷茄子を据え、札所一番の文
字を陽刻する。蓮座は単弁に複輪
を刻出すが、仏像表現に比して
蓮弁は生氣に乏しく気魄が見られ

ず、四代忠康の影技からは程遠いものを感じる。半右衛門代々の蓮弁に脈々とした生氣を感じるが、
複弁を彫出する蓮座や反花などを殆ど見ない。七代正房までの蓮弁に脈々とした生氣を感じるが、
それ以降の遺品は光背の裝飾と仏像表現に力を注ぎ、蓮弁の細部手法は退歩の著しい偏平な影技
となる。その点仏像の影造は丸仏彫りを得意とした伝統を継承し、高肉彫りと云うより丸仏に近
い彫りに施す豊麗にして温和な面相は慈悲慈愛の相好となり、拝尊する者として仏心に立ち帰る
理想的仏像表現に卓抜の影技を見る。

縣範二は幼名を重太郎と言ひ、八代目正好の次男で、大山藩の御用石工をつとめ、苗名帯刀を
許されて二人扶持を賜ふ。「美濃路の石佛の中で小沢洋喜氏は十代縣範二は明治六年没と書いて
いる。また「日本の石仏」第八号に発表の高木嘉介氏は明治二十三年没と書いているが、範二は
大安寺の墓石によつて、明治二十七年旧五月二日没と判明するから、共に誤りである。明治六年
は大山の中切村から鷓沼村片町に移転したと系譜に記した年であつて、明治二十七年没でなけれ
ば明治廿一年五月の三十三所観音はあり得ない作品となる。

徳授寺の十一面観音 大山市大山字南宮券（外野）

前掲の赤門寺本堂左横の築山上に祀る十一面観音は西国三十三所観音の最後の札所、谷波山華
嚴寺の本尊になぞられて造像されたものである。

5. 縣氏の作品

瑞雲を光背の一面に彫出し、その背面に「明治二十二年三月 縣範一橋正雄自作」の刻名を小
さく浅い彫りに施され見落すきらいがある。作者の縣範一は尾州丹羽郡尾崎村の脇田寿平の三男
で明治十四年十二月、縣範二橋正文方へ養子入りした名工である。縣家の系譜に「正虎縣富弥」
と記し、鷓沼大安寺の墓碑に「十代目範一正虎 明治四十一年旧六月七日卒」と刻み、系譜、墓
碑ともに「橋正雄」の記載はない。これは恐らく石工銘か号として使っていたものと推考する。



大山徳授寺の十一面観音



同上・背面の銘文

この三十三所観音像に二種の形態的差異が認められる。舟形光背の頂部先端が突出する形式と通形の温雅な造りの二様があり、また蓮華座は単舟の一般的な彫りと二重式を彫造するものがある。基礎の手法に二系があり、正面の入隅を刻む輪郭も縁取りの厚いものと巾の狭いものがある。前半は父範二の指導により彫成され、後半を養子の範一に製作指導を委ねたものと推考する。

一番の如意輪観音像を彫成し、十ヶ月後に最後の札所の本尊十一面観音を完成するなど驚く程の早さである。信州高遠石工の守屋貞治が長野県上伊那郡箕輪町長岡の長松寺に建立した丸彫りの地藏菩薩像は総高二三六センチ。弟子の渋谷藤兵衛の助力を得て延工数一四二工、およそ四、六ヶ月を要している。これよりさらに四十センチ程規模の大きい一番の如意輪観音と三十三番の

十一面観音の製作日数はこの二軀だけでも十ヶ月は必要となり、他の三十一軀の観音像は数人の弟子たちが協力したものと考えられ、お石屋半右衛門の呼称で知られた縣家の隆盛ぶりを窺い知ることができる。

前渡不動の手洗鉢（水船）

各務原市前渡東町

前渡不動の名で親しまれている矢熊山仏眼院は天台宗の寺で、木曾川に架かる愛岐大橋の北詰の信号から少し下った、県道沿の岩山の山頂にある。麓の駐車場から山頂の本堂までの長い急坂の途中には、四国八十八ヶ所霊場巡りに擬して八十八体の石仏が立っているが、これらはほとんど鶴沼石製で、紀年銘は無いものの明治期と推定され、縣氏一派の作品の可能性がある。

5. 縣氏の作品

本堂前の手洗鉢（水船）が、目指す縣範一 の作品である。正面下部の両脚部は二重弧として、表面を精緻に仕上げ、他の三面はたき目のある仕上げのみとする。上面はきれいに研磨仕上げをしているが、江戸前中期の鶴沼石製水船上面に一般的に見られる線どり様刻がない。隅丸の船の中央に水抜き穴があげてある。左側面にヒビ割れが出来て、水が浸み出しているが、今のところ現役で使われている。縣氏の刻銘のある貴重な作品なので永く使われることを願いたい。高さ五五センチ、横巾上八六センチ、同下七〇センチ、奥行上六〇センチ、同下四五センチを有する。



各務原市・前渡不動の手洗鉢

刻銘

(正面)「奉洗

(右側面)

納水」

「明治廿八年七月吉日」

(背面)「寄進人

尾張国丹羽郡勝佐村

倉知治助

全 葉栗郡草井村

伊神喜三良

当村内野

日比野善三郎

日比野梅太良

村上 宮作

小沢 定吉

小沢 喜十良

石工 縣 範一

六、明治の変革と縣氏の廃業

縣本家の廃業

縣範二正文は、戸籍上は先祖以来の大山中切村(今の坂下地区、中中切町か)に住所があったが、実質的には鶴沼の字「上之山」の麓に出張小屋と称する仕事場兼住宅を建てて居住していた(系図による)。なお石切場・今の石亀神社の前に屋敷跡がある。

明治維新に至って、犬山から鶴沼へ戸籍を転じて、正式に鶴沼村の住人となり、さらに明治六年に至って字片町(今の居住地、公民館西)へ移転をしたという(系図)。これは、それまでの「御用石工」という仕事は、明治維新と共に成り立たなくなり、今後は全くの民間需要に頼らざるを得なくなったために、中仙道の街道筋で仕事をするにしたのである。

しかし、系図では明治六年に街道筋へ初めて移転したという表現であるが、幕末の安政五年(一八五八)三月の鶴沼宿絵図には、その位置と思われる所に半右衛門の家があるのである。

間口八間 床上拾九坪 百姓家 石工
 土間拾貳坪 半石衛門

建増廿六坪

このように絵図に書かれているので、明治六年には片町の屋敷を拡張したということかもしれない。いづれにしても江戸末期にはすでに片町に住家はあったのである。

明治二十四年の縣家震災被害絵図によつて、間口は本宅七間三尺・石工場五間、加治屋場五間、門約二間の計約二十間程であったと判明するので、明治六年拡張という推定をするわけであるが、いづれにしても明治期に八間から二十間の間口へと敷地が大きく拡大しているのである。明治二十四年の絵図によれば街道をへだてたすぐ南側にも範二の隠居所用として間口十間ほどの敷地と建物を保有していたから、明治期の敷地拡張は大規模なものであった。

こうしたことは、石工の業が大繁昌して、石碑や石仏あるいは石塔・石橋用石材など、鶴沼石製品が大変売れて縣家が裕福になったことの結果に他ならない。

明治中期までの全盛期の縣家に一大災害がふりかかった。明治二十四年十月二十八日の濃尾大震災である。幸か不幸か縣家には系図と共にこの震災の記録がのこされている。それには次のように記されている。

右ハ明治廿四年新十月廿八日、旧九月廿六日、午前七時、突然大震災ニテ、図面之通、建物

一時不残全消シ、家内飛出、命丈助リ、誠ニ紙上ニモ書尽カタク、此時ノ家内人員左ニ

縣 範二 行年五十歳

同 富弥

同 やす

同 トラ

同 種 二歳

下男 薰田 金次郎

子僧 金次郎

同 市太郎

乳母 おち 種の乳母

ノ九名、無事、

旧廿六日ヨリシテ、林丸一屋ノ敷_正、家内中廿六・廿七・廿八、三日間、敷ニむしろヲ張り、食事ハ片町ノ若キ者集合、常八前ノ田ニクドヲ付キ、麦めしヲ貰い、命ヲ次ギ申候、尤片町中不残、林組も同断、町組ハ浦屋清水屋ノ敷ハ皆々送入、小家ヲかけ、四五日も皆敷入、鶴沼宿並之立残り居候家ハ、西町ニテハ長助・利八・半兵衛、_(山田町)江・吉平、東町ニテハ山田・山城屋・喜代七、_(山田町)□□助リ候共、半タヲレ同様也、地価六百円已上ノ物ニハ御上ヨリ更ニ手

当無之、六百元已下ノ物ハ□□米及小家掛料夫々キケン食多分有之ニ付、一戸ニ付廿円余實
□申候、当村ニテ死亡人ハ十五・六人、今回之震災ハ愛知・岐阜両県ニ限り、前代未聞、諸
道具、全消ニ付委□タダケ十八前之夜腕も無くナリ、実ニ難ケ數次第也、□テあらまし爰ニ
記□置ク、

このように一瞬にして、縣家は全建物が全壊して、ガレキの山となってしまった。これの復興に
しても、地価六百元以上の家である縣家は政府等の特別手当などが支給されず、自力による再建
以外に道はなかった。

これに追いうちをかけたのが、東海道線など鉄道の開通であった。岡崎のミカゲ石は、良質で
その上加工の容易さにおいては鶉沼石の比ではなく、鉄道で岡崎石工が切り出して加工した製品
が続々と各地へ発送されるようになったのである、大変かたくて、その上仕上げも時間のかかる
鶉沼石は、とういて立ち打ち出来ず、ついに落日の日が来たのである。範二正文の作品は明治二
十年、明治二十二年のものがあり、養子範一正虎（正雄と銘文にある）は明治二十三年、二十八
年、三十一年の作品をのこしている。

縣氏にかわって今日でも西町で石屋を営むのは太田石材店である。太田氏は大山の枝町あたり
に在った石屋で修業したのち、鶉沼西町へ明治時代に移り、鶉沼石で石碑や灯籠を製造した。故
太田貫一さんの妻の太田よき（昭和六十年に満七十八歳）さんによれば、昭和元年に嫁いできた

時には鶉沼石の切り出しはあまり行っていないかったという。

鶉沼に隣接する大山の針綱神社の石鳥居のうち石段下のは明治四十三年四月建立であるが、
石工は「榎岡村大山・工・三輪吉次郎」と彫られ、また、栗田村の永泉寺にある寛政三年の宝篋
印塔（縣陸正作）の明治二十六年三月の修理者は、「小口日雇方・梅田宗七、岩崎石工・平手柳次
郎」である。岩崎石工は修理者であるから、鶉沼石ないしは、それに近い石材を用いて補修して
いるが、下部の石垣は、小牧市の岩崎石らしき花崗岩を用いている。

大山・栗田あたりは縣氏の商業圏であつたはずなのに（注1）、他村の石工がどんどん進出して
きたのである。大正八年四月の針綱神社・石橋は岡崎の花崗岩による「岡崎市・石工・今井新太
郎」の作品であり、鶉沼三ツ池町の大正十三年三月の神明社・鳥居は「石工・クサイ・伊神仙太
郎」の作品である。大山城主・成瀬正成公を祀る大山神社の手洗鉢でさえも、明治十五年十一
月に「東備住石工・淵上文吉郎」が造っている（花崗岩）。

岩崎、岡崎などの加工し易い花崗岩の進出と、鶉沼の太田石材店や大山の本田石材店などの新
興勢力の発展とがあいまって、縣氏の石材との絆は断ち切れることになった（注2）。

6. 明治の革新と縣氏の廃業

ただし、明治三十六年には鶉沼の幸太郎が大型宝篋印塔を造っており（注3）、また翌三十七年
には鶉沼村石工・武藤市三郎が大型手洗鉢を造った例があり（注4）、いずれも鶉沼石を使ってい
るので、縣氏のあと少ないながらも製品が送り出されていたことを知る。鶉沼西町の坂井義一氏

によれば、自身で自分の持山などから注文に応じて昭和十九年の応召まで石材を切り出したという(注5)。

(注1)永泉寺には文化四年に二津屋(大口町)の壇那中が寄進した立派な石橋があり、鶴沼石とみられる。

(注2)犬山の本田石材店は、丹波篠山城下出身の藤本喜右衛門が東京日本橋や名古屋納屋橋の石加工に携って、名古屋で結婚し、犬山旧城主成瀬正肥公が丹波篠山藩出身と聞き及んで、大正六年頃犬山へ来り、石屋を開業したことに始まる。大正・昭和に可児・犬山・大口・扶桑などに多数の作品をのこしている。

喜右衛門の娘喜代子さんによれば、大正・昭和のはじめに鶴沼石も良く使ったが、ヒビワレが生じることやサビが出ることでしだいに疎遠になっていったという。また明治・大正・昭和に全盛を極めた岡崎石も、良質のものが少なくなり、今では他所産のものがほとんどだということである。

(注3)犬山市継鹿尾の寂光院本堂裏手の大型宝篋印塔に次の刻銘がある。

(他の寄進者名など省略)

(台石)

「明治三十六年

卯四月建之、

当山第^百世

法印大法代

彫刻人

ウヌマ

幸太郎
」

(注4)同じく継鹿尾観音寂光院の本堂前に大型手洗鉢があり、次の刻銘がある。

(正面)「甘露」

(左側)「愛知県丹羽郡時之島村、熊沢宗三郎」

(右側)「当山第廿一世、法印大法代」

(背面)「鶴沼村、石工、武藤市三郎」

(注5)鶴沼西町二一・二在住、坂井義一氏、明治四十一年生まれ。坂井さんによれば、白山神社の東、大安寺池放水路下あたりでも良質の石材が切り出され、太田石材店が山を買って明治・大正のころ切り出した所もあるという。また網屋(武藤酒店の本家)の山に、徳川さんの墓石を切り出した跡があるという。

分家・縣在正の活躍と子孫

系図によれば、嘉永五年に没した半右衛門正好には、長男良教、二男正文、三男親仁と女子二人があった。ところがどうしたわけか長男良教は成瀬家臣の奥村家へ養子となり、奥村甚十郎と名乗っており、県家を相続したのは二男の範二正文であった。ところが、正文は「幼年に付」、後見として正好の長女の婿（瀬戸市下赤津の藤井浅七の三男）正道が十二年間に亘って事業を支えた（相続した）のであった。嘉永五年から十二年目は文久三年（一八六三）に当る。文久二年の作品が各務おがせ町の薬玉院にあり、その宝篋印塔台座に「大山御用石工・縣半右衛門橋在正（花押）」と刻むのを最後として、文久四年正月には「尾州御用石工、濃州各務郡鶴沼村、縣猪兵衛良安□」と刻む燈籠が出現する（羽島市竹々鼻町・八神社）。この縣良安は家督を範二正文に譲ったあとの在正本人ではなからうか。今まで歴代の当主が「犬山御用石工、犬山御石工」などと刻んだのに、この良安は「尾州御用石工」とのみ刻み、犬山の名を入れていない。このことは良安は直系でなく傍系であることを示しているのではないか。要するに良安は、本家を範二に譲ったあとの在正その人であるという推定が成り立ったのである。

系図によれば、在正（正道）は文久三年に「片町に別転す」とあって、現在子孫正明氏の居住

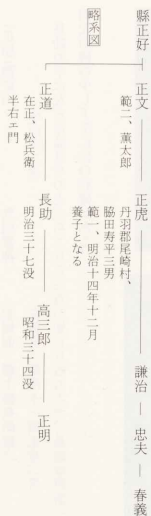
する西町公民館南側附近へ分家をしたようである。大安寺の墓石によれば、

貫節自溪法子 明治元辰十一月十一日 俗名 縣半右衛門橋在正

九代目、四十八歳而入道自溪。行年五十一歳死

貫道妙節大姉

とあり、慶応元年（一八六五）に四十八歳で出家・入道して「自溪」という法号を称し、三年後の明治元年に亡くなったというのである。



6. 明治の変革と縣氏の廃業

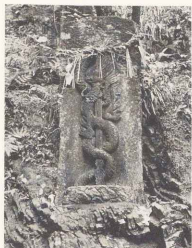
縣長助は、慶応元年（一八六五）に相続したとされるが、それより三年前の文久二年の作品がある。幕末から鶴沼・犬山に御嶽教が流行し、その信者のために鶴沼の八木山の山頂に「御嶽山大権現」と「駒嶽山大権現」の石碑が建立されたが、文久二年六月日付の石碑に「石工・縣長介

この石碑は、長助の供養塔（御嶽教では別の称名があるであろう）で、子の高三郎の作品としても最初のものであろう。高三郎は豊橋の連隊の石仕事や、豊川稲荷でも活躍したといひ、鶴沼へ帰ってからは追問不動の滝の右手にある花崗岩製宝剣、日の出不動の鶴沼石製不動明王像（大正四年、村中安全、西町有志）などをのこしている。

（正面）法縣靈神

（背面）法縣靈神者、通称縣長助事、

明治三六年三月二十六日、縣高三郎立之、



関市追問不動の宝剣



各務原市・日の出不動の不動明王

造之」の刻銘がある。長助は長介とも称したことがわかり、また長輔ともいった。長助自身も御嶽教に入信し、八木山の登山道にも次のような石碑を建てている。

大己貴大神

（正面）御嶽山

覚明靈神

少彦名大神

（右側面）願主縣長助建之

（左側面）明治十一年正月二日

長助の手になる作品は今のところこれら三点が知られるのみで、長助は明治三十七年に没した。前記石碑の少し下手に次の石碑がある。

七、慶仙寺山 石亀神社の由来

縣氏歴代が活躍した石切場は、大安寺池南や緑陽中学校西方の釜ヶ洞など各所に在るが、最も近く、しかも大量に切り出した所がこの慶仙寺山 石亀神社の山である。それはこの山のすぐ南麓に仕事場があり、何かと便利であったのと、良質の鵜沼石が産出したことに他ならない。

裏見返しに収録した石亀神社境内地図によく現われているように、何千㎡かの切り取り部分のみられ、人力切り出しのみの時代であるから、相当長期間に亘って石切場として使われたことを示している。前述したように、参道各所に加工の際生じる割り屑が層をなしており、また境内地造成の際に出てきた大石も見られる。亀の形そのままの御神体も鵜沼石であるから、良く見ていただきたい。

当社の由緒、御利益については、神社で用意された由来書に詳しいので、全文を掲げさせてもらうことにする。

御神体はもともと当山のふもとにあり、昔から地元の人々をはじめ、広く世間の人々により、健康、長寿、商売繁昌、夫婦円満、子宝祈願の神様として愛され、親しまれ、参詣されてきた。た。「どこへお参りに行っても、子どもの夜泣きが止まらず、困りはて、遠路、この石亀様にお参りしたところびたっと夜泣きが止まりました。それ以来、お礼参りを続けました。こんど、その子に子どもが生まれました。——つまり孫ができたので、孫もよろしく願いますとお参りに来ているのです。」

「わたしの子ども頃は、この石亀様のお祭りがあって、そのとき、この御神体の上ののつてもちまきを蒔しみにしとったもんです。」等々の話を聞くことができます。ところが団地の開発の波に乗って、回りに新しい人々が住むようになりました。道路が整備され、御神体の上を車が騒音と排気ガスをまきちらして走ります。これでは御神体にごめいわくであらう。

これを機にこの御神体をもっと多くの人々に紹介し、一人でも多くの方々に参詣していただき、一日も早く幸せな生活を迎えて下さるようにとの願いから、当山全体が整備され、慶仙寺山石亀神社となりました。

御神体は、空気のきれいな当山最景地に移転奉納されました。時に昭和五十七年秋であります。昭和五十八年には拝殿も完成いたしました。本山のあちこちにまつられていた山神様は、本殿

の西上方におまつりされ、また水神様も本殿の東下方に、同時におまつりされました。
こうして整備された慶仙寺山石亀神社は、日々、多くの善男善女の信仰の的となっているので
す。

また本山は交通の激しい国道と、新しい町の間にあつて、どんぐりなど木の実は豊富で、野
鳥のさえずりが絶えない鳥たちの楽園となつております。春は、近ごろ貴重なヤマザクラの名所
となつており、全山が淡いピンクにそまります。

八、史料

一、文政元年鶴沼村庄屋書上げ

女坊上二礼之事

一、石工佐右衛門、明暦二年泉州より罷越
小家を結び細工仕候、
其子与右衛門元禄年中犬山に石店を出シ、
享保年中二犬山住人ニ相成、当村ニ小家
をも取立細工仕候、其後犬山御城御用
被仰付、代々相勤来り候、并御役相勤申候、
文化元年千秋、御作事方より始而
御免ニ相成申候、又々同七年年
御免ニ相成申候、当半右衛門ニ而六代ニ
相成申候、
一、石切出シ候儀、先年より御用石切出シ

(解説文)

奉指上二礼之事

一、石工佐右衛門、明暦二年泉州より罷越

小家を結び細工仕候、

一、其子与右衛門元禄年中犬山に石店を出シ、

享保年中二犬山住人ニ相成、当村ニ小家

をも取立細工仕候、其後犬山御城御用

被仰付、代々相勤来り候、并御役相勤申候、

一、文化元年千秋、御作事方より始而

御免ニ相成申候、又々同七年年

御免ニ相成申候、当半右衛門ニ而六代ニ

相成申候、

一、石切出シ候儀、先年より御用石切出シ

其割屏成、残り石申請亮石仕候、
又はより石御座候山ハ、夫々相對を以、
買請切出シ申候、村方へ運上米老石
宛出シ申候、御石佛御用石切出シ
之節ハ、名古屋井ノ上ノ長兵衛へ被仰付、
右より、当半右衛門へ申付、切出シ申候、以上、
文政元年 瀬沼村庄屋
寛十月 榎井岡右衛門
御普請方
御役所

二、文政十年石屋半右衛門書上げ

一 私先祖傳より別日掃部殿
御座候、明曆二年、当村へ
買請切出シ申候、村方へ運上米老石
宛出シ申候、御石佛御用石切出シ
之節ハ、名古屋井ノ上ノ長兵衛へ被仰付、
右より、当半右衛門へ申付、切出シ申候、以上、
文政元年 瀬沼村庄屋
寛十月 榎井岡右衛門
御普請方
御役所

一 私先祖傳より別日掃部殿
御座候、明曆二年、当村へ
買請切出シ申候、村方へ運上米老石
宛出シ申候、御石佛御用石切出シ
之節ハ、名古屋井ノ上ノ長兵衛へ被仰付、
右より、当半右衛門へ申付、切出シ申候、以上、
文政元年 瀬沼村庄屋
寛十月 榎井岡右衛門
御普請方
御役所

奉指上候一札之事

一、私先祖佐右衛門、泉州日根郡黒田村
之者ニ御座候処、明曆二年、当村へ
罷越、小家を結ひ石細工仕候、
一、侍与右衛門、元禄之始、犬山中切村へ石居

を出シ、渡世任來り候、且享保年中

犬山住人ニ相成、当村ニ小家をも取立

細工仕候、其後、犬山御城御用被

仰付、取候代々相勤來り候、并御役

相勤申候、

一、石切出シ之儀、先年建中寺御廟御

用石切出シ、其割屏成ハ残り石頂

戴仕、亮石仕候、浮石御座候山ハ、夫々

相對を以、買請切出シ申候、村方へ

年貢として米老石宛、毎年指出し

申候、依而外より石佛亮之者入込切出シ

申候、一切無御座候、

一、先年御用石切出シ申候場所へ、釜ヶ谷

と申所、宿方よりハ七八丁奥山中ニ

御座候、右場所ハ只今ニいたり御留場と

申伝來り候、尤も是ハ余程難所ニ御座候、

上、指、御、所、内、荒、時、右、切、出、候、境、留、場、上、申、所、無、御、座、候、尤、老、所、御、座、候、得、共、是、八、山、中、二、面、通、聖、敷、場、所、二、御、座、候、是、迄、一、切、手、指、不、仕、候、場、所、二、御、座、候、尤、老、御、用、石、并、竹、腰、山、城、守、様、成、彌、集、人、正、様、御、用、之、節、も、右、場、所、二、而、は、切、出、シ、不、申、私、控、正、山、之、内、二、而、切、出、是、ま、で、御、用、連、仕、置、候、當、村、石、切、出、シ、之、儀、い、つ、れ、之、御、役、所、上、り、も、被、為、仰、候、儀、候、等、無、御、座、候、是、ハ、御、用、石、被、為、仰、候、御、向、々、之、御、注、文、書、を、以、被、仰、付、候、義、ニ、御、座、候、然、レ、旭、先、年、御、普、請、方、御、奉、仕、様、石、場、御、見、分、被、遊、候、當、時、石、切、出、シ、候、山、之、内、面、等、御、取、被、遊、候、義、御、座、候、右、故、石、之、儀、は、御、普、請、方、御、支配、と、是、迄、承、知、仕、居、候、儀、ニ、奉、存、候、依、之、

三、文政十年、石屋半右衛門書上付

石屋半右衛門書上付
 文政十年、石屋半右衛門書上付

成彌集人正様
 竹腰山城守様
 御代々御石碑是迄切出し申候、
 文化元三年、御作事方より始り、
 御役被仰付候迄、同七年御
 免ニ相成申候、当半右衛門二而六代ニ相
 成申候、
 乍恐石之禮奉申上候以上、
 文政十年、石屋
 亥五月、半右衛門
 御普請方
 御役所

成彌集人正様
竹腰山城守様

一、御代々御石碑是迄切出し申候、
文化元三年、御作事方より始り、
御役被仰付候迄、同七年御

免ニ相成申候、当半右衛門二而六代ニ相
成申候、
乍恐石之禮奉申上候以上、

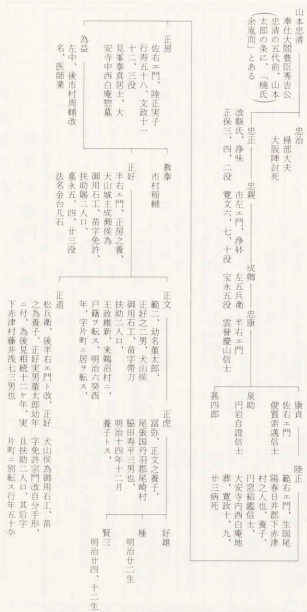
文政十年、石屋
亥五月、半右衛門

御普請方
御役所

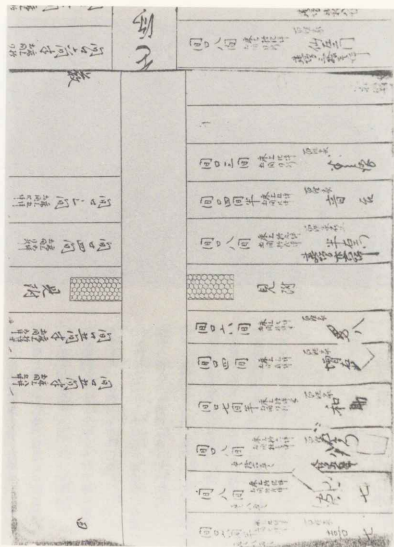
乍恐御尋ニ付奉申上候事

一、今候、石之儀御尋被為遊候ニ付、奉申

六、縣忠天氏所藏系図〔抄本〕



五、鶴沼宿絵図



安政5年3月 鶴沼宿絵図(桜井辰雄氏所蔵)

九、犬山御用石工
縣半右衛門の遺作一覽表

西紀	年	種目	所在地	石工銘
一六八三	天和三癸亥九月廿五日	六角型燈籠	加茂郡川辺町太郎古神社	泉州住縣五兵衛橋氏忠正
一六九五	元禄八亥稔仲春十五日	阿弥陀如来	江南市藤町協同墓地内	石像泉州住縣寬右衛門
一七四八	寬延元戊辰十二月廿三日	六角型燈籠	羽島市竹鼻町竹鼻別院	尾州犬山住人縣寬右衛門忠康作之
一七五二	宝曆二壬申年十一月一日	井戸棹	岐阜市東別院	犬山御石屋縣半右衛門作
一七五五	宝曆五歲之亥十一月一日	手洗石	〃	犬山御石工縣寬右衛門橋忠康
一七五七	宝曆七丁巳年十一月一日	延命地藏	羽島市竹鼻町佐吉大仏堂	犬山御石工縣寬右衛門橋忠康
一七七二	天明七未八月十八日	十一面觀音	江南市小秋文永寺	当所中切住石工縣佐右衛門正足
一七七一	寬政三辛亥年春正月	寶篋印塔	犬山市美田勝部永泉寺	犬山御石工縣半右衛門
一七九一	寬政四壬子歲三月如意珠日	儒教三尊	各務原市 蘇原吉新町進保寺	犬山御石工縣寬右衛門橋陸正 門人板津万藏、鈴木伊右衛門
一七九二	〃	善光寺三尊	〃	大山御石工、同佐右衛門、天孫同德右衛門陸正 縣半右衛門、同九郎、門弟平藏、貞藏
一七九二	〃	寶篋印塔	〃	〃

一八〇一	享和元西九月吉日	石鳥居	江南市北野天神社	犬山御石工縣半右衛門正房
一八一五	文化十二亥年七月	役行者	各務原市鶴沼玉泉院	石工並村縣佐右衛門正房
一八二四	文政七甲申	宮前型石燈籠	江南市前飛保曼陀羅寺	犬山御石工縣半右衛門正房
一八二五	文政八年七月	延命地藏	加茂郡七宗町神酒寺洞門等	犬山御石工縣半右衛門正房作
一八五七	安政四年巳春	〃	可児郡御嵩町中切岩仙寺	犬山御用石工縣半右衛門在正作
一八六二	文久第二壬戌春三月吉辰	寶篋印塔	各務原市おがせ町薬王院	犬山御用石工縣半右衛門在正花押
一八六二	文久三戊辰年六月日	御款駒鼓碑	各務原市鶴沼八木山	石工縣長介造之
一八七八	明治十一寅正月二日	御款山碑	〃	願主縣長助建之
一八六四	文久四年正月	宮前型石燈籠	羽島市竹鼻町八劍神社	尾州御用御石工 濃州各務郡鶴沼村 縣猪兵衛良安
一八八七	明治二十年三月	寶篋印塔	丹羽郡大口町上小口	〃マ石工
一八八八	明治二十一年五月	十三所觀音	犬山市外町德授寺	縣寬一正雄自作
一八八九	明治二十一年三月	十一面觀音	犬山市外町德授寺	〃
一八九五	明治二十八年七月吉日	手洗鉢	各務原市前渡不動	石工縣寬一
一八九八	明治三十一年三月	寶篋印塔	丹羽郡大口町河北 妙智寺	石工縣寬一

〔著者略歴〕

佐藤重造 (509-51) 土岐市肥田町中肥田

昭和9年生まれ。土岐市文化財審議委員

陶芸志野熊(茶陶) 昭和51年志野壺天皇陛下献上

著書:『かさはらの石造物』(笠原町史 その2)

横山住雄 (509-01) 各務原市鷺沼山崎町9-101

昭和20年生まれ。岐阜県史料調査員

著書:『新編犬山城史』『尾張と美濃のキリシタン』『稿本恵那郡史料』

『犬山徳授寺史』『犬山の歴史散歩』

〔各務原の歴史散歩 執筆分担〕

佐藤重造 第1章, 第5章,

第4章のうち「守屋貞治と半右衛門正好の出会い」

横山住雄 第2章, 第3章, 第4章, 第6章, 第8章

各務原の歴史散歩—鷺沼石工と石亀神社—

昭和61年6月25日発行 頒価 1200円

著者 佐藤重造

横山住雄

発行人 松尾尚朋

発行所 石亀神社

各務原市鷺沼西町1丁目673番地

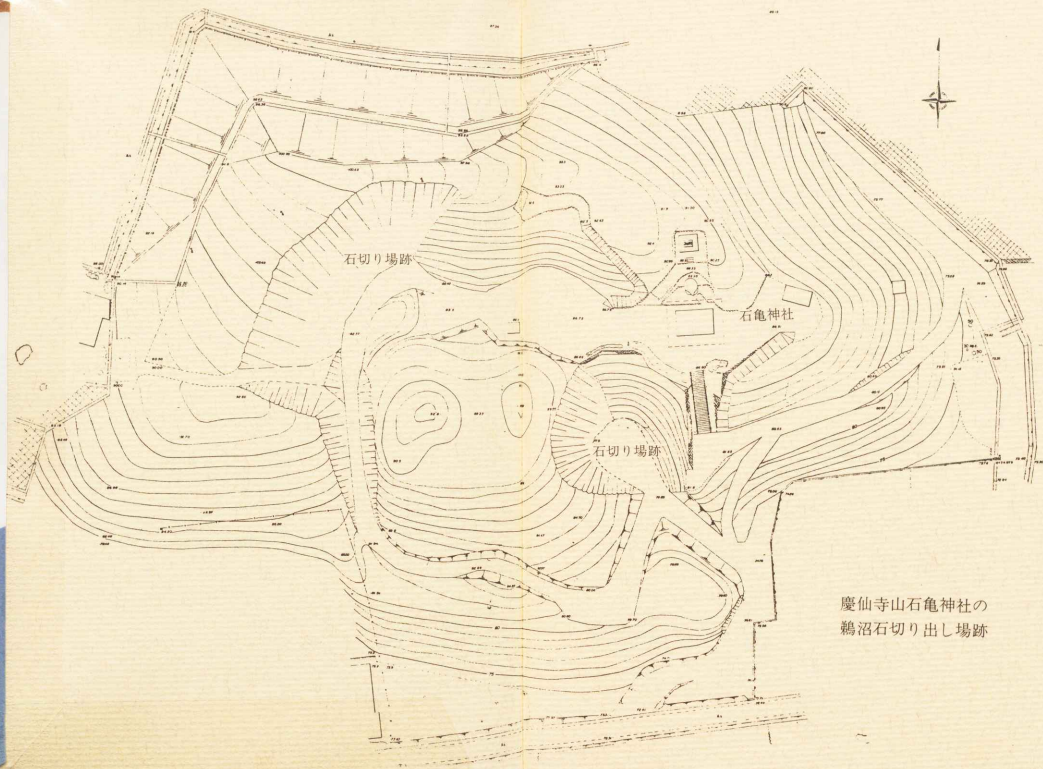
〒509-01

製作 教育出版文化協会

岐阜市御々瀬通りの7の3

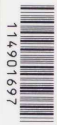
☎(0582)63-8955

〒500



慶仙寺山石亀神社の
鵜沼石切り出し場跡

各務原市図書館



教育出版文化協会
頒価 一、二〇〇円